

八潮市の 情報公開制度

～八潮市情報公開条例の手引～

令和 5 年 4 月 改 定

八 潮 市

目 次

I 逐条解説

第1条	目的	1
第2条	定義	3
第3条	実施機関の責務	7
第4条	情報の公開を請求できるもの	8
第5条	情報の公開の請求手続	10
第6条	情報の公開義務	14
第6条第1号	個人に関する情報	16
第6条第2号	法令秘情報	26
第6条第3号	法人等に関する情報	30
第6条第4号	意思決定過程に関する情報	37
第6条第5号	国の機関等との協力関係維持に関する情報	40
第6条第6号	公開になじまない事務又は事業に関する情報	44
第7条	情報の部分公開	46
第8条	公益上の理由による裁量的公開	48
第9条	情報の存否に関する情報	49
第10条	公開請求に対する決定等	51
第11条	公開決定等の期限	54
第12条	公開決定等の期限の特例	56
第13条	事案の移送	58
第14条	第三者に対する意見書提出の機会の付与等	60
第15条	情報の公開の実施及び方法	64
第16条	他の制度との調整	68
第17条	手数料等	71
第18条	情報の任意的な公開	73
第18条の2	審査請求をすべき実施機関	75
第18条の3	審査請求の特例	76
第19条	審査会への諮問等	77

第20条	諮問をした旨の通知	8 2
第21条	第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続	8 3
第22条	情報公開・個人情報保護審査会	8 6
第23条	審査会の調査権限等	8 8
第24条	出資法人等の情報公開	9 1
第24条の2	指定管理者の情報公開	9 2
第25条	情報の管理	9 3
第26条	情報の目録等の作成	9 4
第27条	実施状況の公表	9 5
第28条	情報の提供	9 6
第29条	委任	9 7
附 則		9 8

I 逐条解説

第1条（目的）

第1条 この条例は、市民の知る権利を保障するため市民の適正な請求等に係る情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民と市との協働により、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

〔趣 旨〕

本条は、「八潮市情報公開条例」の目的を明らかにしたもので、本市における情報公開制度の基本的な考え方を示したものである。

〔解 釈〕

1 本条は、この条例全般を通じての解釈運用の指針となるものであり、各条文の解釈及び運用は、常に本条に照らして行われなければならない。

2 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者等、第4条（情報の公開を請求できるもの）第1号から第5号に定める情報の公開を請求できるものをいう。

3 「知る権利」

知る権利とは、自己に必要な情報を自由に直接提供することを求める権利を言うが、日本国憲法上の規定はなく、憲法解釈としてもその概念については様々な議論があり、その成熟性は必ずしも十分とは言えない。しかし、「知る権利」という表現が情報公開を進める中で、市民の情報公開制度への関心を高め、その制度化を推進するうえで重要な機能を果たしてきたことから目的に明記したものである。

4 「市民の適正な請求等」とは、行政の事務を繁雑させる目的で公開請求をするのではなく本条例の趣旨にのっとり適正に請求することを市民に求めたものである。

5 「説明する責務」

市政は市民の信託（信用して委託すること）に基づくものであり、主権者である市民の信託を受けている行政は、市民に対して自らの諸活動を説明す

る責務がある。この説明する責務を条例の目的の中に明記し、このことにより公正で民主的な市政の発展に寄与することを条例の目的としたものである。

6 「協働」

市民と行政が対等の立場でそれぞれの役割を果たして行くことでまちづくりが推進され、市政の発展が図られる。このことを「協働」という用語で第4次八潮市総合計画に明記されている。市民がその役割を果たしていくには、市の行う行政活動を理解したうえでないとこれを行ない得ないということからその活動を知る手段として、情報公開制度の果たす役割は大きい。このようなことから目的の中に協働という用語を明記したものである。

なお、「協働」は、第5次八潮市総合計画においても、その基本理念に位置付けられているとともに、八潮市自治基本条例（平成22年条例第23号）においても、「協働を基本としたまちづくりを原則とする」と明記されている。

〔運用〕

この条例による情報公開制度は、市民に市が保有する情報の公開を求める権利を明確にするだけでなく情報を積極的に公開することにより、行政の説明責任を明確にし、この権利に対応して実施機関に情報の公開を義務付けることにより、情報の公開を求める市民の知る権利を保障するものである。

したがって、この制度は、市が市政を推進するうえで市民に知らせることが必要であると考えた情報を市の自主的判断に基づき知らせる情報提供とは、基本的に性格を異にするものである。

しかし、両者は、この条例によって実現しようとする目的に密接な関連があり、このために、条例第28条（情報の提供）において、実施機関に対し市政に関する情報の積極的な提供に努めるべきことを課している。したがって、従来から行っている情報提供は、今後も継続し発展させていくべきものである。

第2条（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 資料館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(2) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

〔趣 旨〕

本条は、この条例による公開請求の対象となる「情報」及び「実施機関」の範囲について定めたものである。

〔解 釈〕

1 第1号関係

本号は、「情報」の定義を行うことにより、この条例の対象となる情報の範囲を定めたものである。

- (1) 「実施機関の職員」とは、第2号に規定する実施機関の指揮監督権に服する全ての職員をいい、会計年度任用職員、実施機関の附属機関の委員、非常勤特別職の職員等を含む。ただし、実施機関に所属する職員であつても、出向、派遣等により、実施機関とは別の組織の職員として当該組織の事務に従事している場合は除かれる。
- (2) 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員がその職務の遂行者としての公的な立場において作成し、又は取得したという趣旨であり、決裁等の事務手続を終了しているか否かを問わない。

「職務上」とは、実施機関の職員が、法律、命令、条例、規則、規程等により与えられた任務又は権限をその範囲内において処理することをいう。

- (3) 「文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録」とは、現在使用してい

る全ての記録媒体を対象としたものである。それぞれの記録媒体の意味と具体例は、次のとおりである。

- ① 「文書」とは、広義に「口頭」に対応する「書面」の意で、文字又はこれに代わるべき符合（点字、速記用符合等）を用い、特定人の意識的な表示、思想、事実判断が永続すべき状態において、ある物体（紙等）の上に表示されているものをいう。

「文書」の具体的な例としては、起案文書、供覧文書のほか、台帳、図書、帳票等がある。

- ② 「図画」とは、本質的には「文書」と同じであるが、「文書」が文字又はこれに代わるべき符合による表示であるのに対し、象形を用いて表示したものをいう。

「図画」の具体的な例としては、図面、地図、設計図等がある。

- ③ 「フィルム」とは、マイクロフィルムや写真のネガフィルムをいう。ここでいう「マイクロフィルム」とは、文書又は図画を保存するためにこれらを撮影したものをいう。

- ④ 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作られた記録全般をいい、再生機器等を用いなければ人の知覚によって内容が直接認識できない方式で記録された一切のものをいう。

「電磁的記録」の具体的な例としては、

- ・フラッシュメモリー（USBメモリ等）
- ・磁気ディスク（フロッピーディスクやハードディスク）
- ・磁気テープ（ビデオテープや録音テープ等）
- ・光ディスク（CD等）等がある。

- (4) 「実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用の情報の実質を備えた状態、すなわち当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用及び保存されている状態のものをいう。

したがって職員が自己の執務の便宜のために保有する正式な情報と重複する当該情報の写しや職員が起案の下書きをしている段階、会議の資料を作成している段階のもの、職員の個人的な検討段階にとどまる資料、下書き原稿、メモ等は公的支配に属さないため公開請求の対象とはならないが、対象となる他の情報（起案文書等）に添付されたときは、当該情報の一部として意思決定の判断材料となるので公開請求の対象となる。

また、「共用の情報の実質を備えた状態」とは、決裁前の情報や職員が行政内部の協議及び検討、調査研究等に資するために作成した試案、素案等であっても、職員の個人的な検討段階を離れて、一旦協議・検討等に提出し、課長等の専決権又は代決権を有する者が了知し、当該組織において

利用可能な状態で保管又は保存されている状態をいう。

さらに、保存年限が到来した情報であっても、廃棄の手続がとられていない場合には「保有しているもの」に当たる。

(5) ただし書は、公開請求の対象となる情報から除かれるものの範囲について定めたものである。

① アの「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」とは、一般に容易に入手することができるものであることから、公開請求の対象外とすることを定めたものである。

② イは、形式的には、公開の対象情報に該当するものであっても当該情報は、各実施機関が正式な手続のもとに廃棄した情報の中から資料館が歴史的価値がある等の理由により新たに取得した情報であることからその情報を公開の対象とすることは廃棄の意味が損なわれる。また、これら特別の管理がされているものについては、その管理の趣旨に添った公開がなされるべきであることからこの制度による公開の対象から除外する情報として位置付けたものである。

2 第2号関係

本号は、この条例により情報公開制度を実施する市の機関を定めている。

情報公開制度の目的を達成するためには、広く市全体として制度の実施に取り組むことが必要であることから、本号では地方自治法上の執行機関（市長及び行政委員会・委員）及び議決機関（議会）を実施機関として定めている。なお、水道事業管理者も地方公営企業法（昭和27年法律第292号）により一定の権限を有し、業務の執行に関しては機関としての独立性を認めることができるが、本市の水道事業の場合、同法第8条第2項（管理者を置かない地方公共団体においては、管理者の権限は地方公共団体の長が行う）の規定により、水道事業管理者を置かず、市長が水道事業を管理していることから水道事業については、市長としての実施機関に含むものとする。

〔運用〕

『第1号関係』

1 情報の公開義務

本号は、この条例の対象となる情報の範囲を定めたものであって、当該情報を公開するか否かは、第6条に定める「情報の公開義務」の各号に該当するか否かの判断である。

2 請求中・係争中の情報の取扱い

また、公開請求のあった情報は、保存年限が到来しても、その公開請求に係る全ての処理が終了するまでは、廃棄してはならない。

通常、公開しない旨の不利益処分は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の取消訴訟の対象となるので、出訴期間（処分があったことを知った日から6月、又は処分の日から1年）は、保管する必要がある。

なお、行政不服審査法に基づく審査請求は、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内又は処分の日から起算して1年以内となっている。

3 保有していない情報

公開請求の対象となる情報は、実施機関が現に保有しているものであるから、公開請求に対して新たに情報を作成する条例上の義務はない。

4 電磁的記録の取扱い

汎用コンピューター、サーバー等により処理されている業務用システムのデータ等については、実施機関が組織的に利用・管理するものと認められるので、原則として組織共用性がある。

パソコン等で作成された情報等で、ハードディスクや庁内ファイルサーバー、グループウェア、CD等（以下「HD等」という。）に記録されたものについて、職務上の内部における検討に付された時点以降のものであって、当該組織において利用可能な状態で保管し、又は保存されている場合は、組織共用性があるものと認められる。

第3条（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、情報の公開を請求する市民の権利が保障されるよう努めるものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公開されることのないようにしなければならない。

〔趣旨〕

本条は、この条例全般にわたる解釈運用の基本方針を明らかにし、これを実施機関の責務として定めたものである。

〔解釈〕

- 1 「情報の公開を請求する市民の権利が保障される」とは、実施機関は、情報の公開を求める市民の権利を保障するため、この条例に定める要件を満たした情報の公開請求に対しては、第6条（情報の公開義務）各号に該当しない限り公開しなければならないとの観点から、条例全体を解釈し、運用しなければならないという趣旨である。
- 2 「個人に関する情報がみだりに公開されることのないようにしなければならない」とは、公開を原則とする情報公開制度の下においても、個人に関する情報については、個人のプライバシーを侵害することのないよう、最大限に保護するという趣旨である。

〔運用〕

個人のプライバシーの権利は、日本国憲法の基本原理の一つでもある基本的人権の尊重に基づく「個人の尊厳」と結びついて個人の人格的生存に不可欠な権利であることから、公開を原則とする情報公開制度の下においても、十分尊重されなければならない。このため、この条例では、第6条第1号において、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を公開しない情報として定めることにより、個人のプライバシーの保護を図ることとしているが、この条例の解釈及び運用に当たっては、個人のプライバシーを侵害することのないよう、特に慎重な判断が求められる。

仮に、プライバシーの保護と情報の公開を請求する権利とが対立する場合には、プライバシーの保護を優先するということである。

第4条（情報の公開を請求できるもの）

第4条 次に掲げるものは、実施機関に対して情報（第18条第2項に規定する情報を除く。）の公開（第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る情報の公開に限る。）を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有するもの

〔趣 旨〕

本条は、この条例に基づく権利の内容と権利を行使することができるものの範囲を定めたものである。

〔解 釈〕

- 1 この条例に基づく権利の内容は、「情報の公開の請求」であり、具体的には、当該情報の閲覧又は写しの交付を請求する権利である。これらの権利の行使に当たっては、両者を同時に行使することも、いずれか一方を行使することもできる。
- 2 「市内に住所を有する者」（第1号）とは、本市の住民基本台帳に記録されている者に限らず、市内に生活の本拠を有する者をいう。
- 3 「市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体」（第2号）とは、本市の区域内に本店、支店、営業所、工場等の事務所又は事業所を有する個人及び法人をいい、「その他の団体」とは、PTA、自治会、消費者団体等であつて、法人格はないが団体としての名称があり、団体としての規約等を有し、かつ、代表者の定めがある等、団体としての実体を有するものをいう。
- 4 「市内に存する事務所又は事業所に勤務する者」（第3号）とは、本市の区域内に存在する事務所又は事業所に勤務する個人をいう。
- 5 「市内に存する学校に在学する者」（第4号）とは、市内に設置された学校に在学する者をいい、「学校」とは学校教育法第1条に定める学校（小学校、中学校、高等学校、大学等）、第134条に定める各種学校のほか、職業能力開発促進法第16条に規定する公共職業能力開発施設をいう。

6 「実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有するもの」(第5号)とは、実施機関が行う事務又は事業によって、自己の権利や利益等に直接影響を受け、又は影響を受けるおそれがある個人及び法人その他の団体をいうが、これらのものが公開を請求できる情報は、その利害関係に係る情報に限られる。これを例示すれば、次のとおりである。

- (1) 市内に土地又は建物を所有しているものが、当該土地又は建物に関連する土地利用、都市計画、道路、環境、災害対策等の市政に係る情報の公開を請求する場合
- (2) 市の施設の利用者が、当該施設の利用に係る情報の公開を請求する場合
- (3) 市の行政により居住環境に直接影響を受けている隣接自治体の居住者が、当該直接影響を及ぼす市政に係る情報の公開を請求する場合
- (4) 市が行った行政処分により自己の権利、利益に直接影響を受けたものが、当該行政処分に係る情報の公開を請求する場合

[運用]

- 1 本条第1号から第4号に規定される請求権者であるかどうかの認定は、所定の公開請求書に記載されている住所、氏名、勤務先名、在学名等の確認によって行うものとする。
- 2 本条第5号に規定する「利害関係を有するもの」は、その利害関係に係る情報に限り公開の請求をすることができるのであるから、請求に当たっては、必ず利害関係の内容を請求書に記載しなければならない。「利害関係を有するもの」かどうかの認定は、公開請求書の記載内容及び記載内容と請求に係る情報の内容との関連を十分に確認し、審査することによって行うものとする。
- 3 公開請求権は、あるがままの形で情報を公開することを求める権利であり、実施機関に対し、公開請求に対して新たに情報を作成する条例上の義務を負わせるものではない。
- 4 公開請求権は一身専属的なものであり、相続の対象になるものではなく、公開請求者が死亡した場合は、請求は当然に終了する。また、公開決定等に係る訴訟も原告の死亡により当然に終了する(最高裁第三小平成16年2月24日判決)。

第5条（情報の公開の請求手続）

第5条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものは、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 公開請求に係る情報の件名又は内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

〔趣 旨〕

本条は、情報の公開の請求に関して、具体的な手続を定めたものである。

〔解 釈〕

- 1 公開請求は、この条例が保障する情報の公開を求める市民の権利の行使として、公開請求に対する情報の公開の可否の決定という行政処分を法的に求める手続であることから、その事実関係を明らかにし、後日の紛争を防止する等手続の正確を期すため、公開請求に係る情報の件名又は内容等の必要事項を記載した請求書により行うものである。したがって、口頭、電話等による請求は認められない。
- 2 公開請求は、請求に係る情報を管理している実施機関に対して行うものである。
- 3 本条各号は、公開請求書に記載すべき事項を規定したものである。
 - (1) 各号に掲げる事項は、実施機関が請求を受理するうえでの要件となるものである。
 - (2) 第2号に規定する「公開の請求に係る情報の件名又は内容」については、実施機関の職員が請求に係る情報を特定し得る程度の記載を必要とするものである。
 - (3) 第3号に規定する「実施機関が定める事項」は、八潮市情報公開条例施行規則（以下「施行規則」という。）第2条第2項で定めており、その内容は次のとおりである。
 - ア 請求者の区分

イ 公開の方法（閲覧、写しの交付等の区分）

ウ 利用目的

4 「公開請求書」とは、施行規則第2条第1項で定める情報公開請求書（様式第1号）によるものとする。

5 「公開請求書に形式上の不備があると認めるとき」とは、記載事項に漏れや誤りがある場合、記載内容の意味が不明な場合、記載が不鮮明な場合のほか、第1項第2号の「公開請求に係る情報の件名又は内容」の記載が不十分であるため請求に係る情報を特定できない場合を含む。

このような場合には、公開請求者に対し、「相当の期間を定めて」補正を求めるとなる。ただし、明らかな誤字、脱字等の軽微な不備については、実施機関が職権で補正することができる。なお、補正を求める際には参考となる情報の提供に努めなければならない。

6 「相当の期間」とは、当該補正をするに当たり社会通念上必要とされる期間をいい、個別の事案により判断されるべきものである。なお、条例第11条第1項ただし書に定めるとおり、公開決定等の期限には、補正に要した日数は参入しない。また、実施機関が「相当の期間」を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても、当該申請書の不備が補正されない場合には、当該請求は拒否（却下）されることになる。

7 「補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない」とは、例えば、情報の特定については、請求者が行うべき事柄ではあるが、実際には請求者が必要とする文書を正確に特定することは困難であることから、特定の参考となる情報を実施機関が積極的に提供するよう努めるといったように、実施機関に対し、補正の参考情報を提供する努力義務を課したものである。

〔運用〕

1 請求の受付窓口

請求の受付は、請求に係る情報を管理している実施機関に対して、公開請求書を提出することが原則であるが、事務執行上は、公開請求者の利便を考慮して、情報公開の総合窓口（総務課）に公開請求書を提出することにより行うものとする。ただし、当該情報について所管課等に直接、公開請求があった場合は、当該所管課においては、請求の対象となる情報の特定、公開の方法、当該情報の公開に関する相談に応じるものとする。また、請求書の提出については、総務課において受ける旨を説明し、案内するとともに、総務課に連絡をするものとする。

なお、直接各所管等で行っている情報提供又は他の制度等により行っている閲覧等は、当該情報提供等で対応するものとする。

(1) 閲覧

- ① 住民基本台帳の閲覧（住民基本台帳法第11条の2第1項）
- ② 戸籍に係る届出の閲覧（戸籍法第48条第2項、第3項）
- ③ 選挙人名簿の抄本の閲覧（公職選挙法第28条の2第1項、28条の3第1項）
- ④ 建築計画概要書の閲覧（建築基準法第93条の2）
- ⑤ 道路台帳の閲覧（道路法第28条第3項）
- ⑥ 開発登録簿の閲覧（都市計画法第47条第5項）

(2) 縦覧

- ① 固定資産課税台帳の縦覧（地方税法第416条第1項、第2項）
- ② 都市計画の案の縦覧（都市計画法第17条第1項）
- ③ 都市計画の総括図、計画図及び計画書の縦覧（都市計画法第20条第2項）
- ④ 市街地再開発事業計画の縦覧（都市再開発法第53条第1項）
- ⑤ 道路の区域決定及び供用開始等の表示図面の縦覧（道路法第18条第1項）

2 請求の受付事務は、おおむね次の要領で処理するものとする。

- (1) 公開請求に係る情報の特定のため、所管課の職員の立ち合いを求め、公開請求者に対し必要な聴き取りを十分に行う。
- (2) 請求に係る情報が本条に規定する請求手続によらなければならないものかを確認し、従来から情報提供で対応している情報については、従来どおりの方法による。
- (3) 公開請求書の記載説明を行い、書き漏れ、誤り、内容が不明確でないか等を確認し、不備な部分がある場合にはその部分の補正を求める。

3 公開請求書の記載内容の確認

- (1) 「住所、氏名、電話番号」については、請求に対する決定通知書等の送付等のため正確に記載されているかを確認する。
- (2) 「情報の件名又は内容」については、請求に係る情報が特定できる程度に、具体的に記載されているかを確認する。
- (3) 「請求者の区分」については、該当する□内にレ印があるかを確認し、それぞれの請求者の区分に応じ、当該請求者であることが確認できる必要な事項が記入されているかを確認する。
- (4) 「公開の方法」については、文書又は図画の場合には、閲覧又は写しの交付のいずれかを、電磁的記録の場合には、請求書に記載されている各公

開方法に、該当する口内にレ印があるかを確認する。

- (5) 「利用目的」については、記入されていることが望ましいが、仮に公開請求者が記入することを拒否しても、当該公開の請求の受付を拒否することはできないものである。

4 請求者への説明事項

- (1) 公開等の決定には、日時を要すること。
- (2) その決定は、決定後書面により通知すること。
- (3) 公開する場合、その日時、場所は、当該通知で示すものであること。
- (4) 非公開の場合、その理由は、当該通知で示すものであること。
- (5) 写しの交付又は郵送を希望する場合は、請求者が実費を負担することになること。

5 未成年者から請求があった場合

条例上、未成年者についての特別の規定は設けていない。

一般に、権利の保障は、年齢とはかかわりなく、何人にも平等になされるべきものであるが、権利の性質上未成年者には、行使し得ないものもある。(公職選挙法第9条「年齢満18年以上の者は、・・・選挙権を有する。」)

民法は、未成年者が法律行為をなすには、その法定代理人の同意を得ることを要としているが、特定の法律行為すなわち、単に権利を得又は義務を免れるべき行為については、単独で行うことができるとしている。(民法第5条第1項)

すなわち、この条例による情報の公開を請求するような利益的行政処分の申請である場合は、民法の一般原則(民法第5条第1項ただし書)により、法定代理人の同意を要しないものと考えられる。この条例の趣旨等から考えても、単独で請求ができる者の範囲を実施機関側から狭めることは適当ではない。

しかしながら、未成年者(特に小学生以下の場合等)単独の情報公開請求を受け付ける場合には、これらの者は通常、公開された情報の意義・内容を単独で理解することは困難であると考えられる。このため法定代理人(親権者又は後見人)の立会いを求めることにするか、又は法定代理人から請求してもらうなどの対応をする必要がある。

なお、実際問題として、小学生・中学生の場合は、市の窓口で配布している公表用の資料の提供(情報提供)で対応することが多いものと思われる。

第6条（情報の公開義務）

第6条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る情報に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該情報を公開しなければならない。

〔趣 旨〕

本条本文は、公開請求に対する実施機関の公開義務を明らかにするものである。すなわち、実施機関は、適法な公開請求があった場合は、公開請求に係る情報に非公開情報が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該情報を公開する義務を負うという原則公開を定めたものである。

〔解 釈〕

- 1 本条は、公開請求に対する実施機関の公開義務を明記することによって第4条において市民等に情報の公開を請求する権利を付与したことと合わせ、原則公開に基づく市民と実施機関との権利義務関係を法的に明確化したものである。

ただし、市が保有する情報の中には、個人のプライバシーを侵害するおそれのあるもの、法令等の規定により公にできないもの、法人等に明らかに不利益を与えるもの、行政の公正かつ適正な運営に支障を及ぼすと認められるもの等私人の権利利益の保護や公益の保護のために非公開とせざるを得ない情報もある。

本条は、このように公開を原則とする中であっても、なお合理的な理由から非公開とせざるを得ない情報を「非公開情報」として定めたものであり、これにより、情報の公開を請求しようとするものの公開請求権とそこに記されているものの権利利益及び公益との調和を図ろうとするものである。

- 2 本条の「非公開情報」が記録されている情報について公開請求があった場合は、第8条（公益上の理由による裁量的公開）の規定により公開するときを除き、公開されないことの利益を保護しようとする観点からいかなる場合においても非公開情報は公開しない。

また、情報の公開は、公開請求者、利用目的等の如何を問わず、全ての公開請求に対し平等に行われるものであることから本条第1号に定める「個人に関する情報」が記録された情報は、公開請求者が当該個人に関する情報の本人であったとしても公開することはできないものである。また、個人には、死者も含まれる。

〔運 用〕

- 1 非公開情報の該当性は、公開請求者の属性等にかかわらず、当該公開請求の対象となった情報の内容によってのみ判断するものである。

2 非公開情報の該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務又は事業の状況等の事情の変化に伴って変化するものであり、公開請求があった都度、判断しなければならない。このような変化は「おそれ」が要件となっている非公開情報において顕著であると考えられる。一般的には、ある時点において非公開情報に該当する情報が、別の時点においても当然に非公開情報に該当するわけではない。

なお、個々の公開請求における非公開情報該当性の判断の時点は、公開決定等の時点である。

3 地方公務員には、地方公務員法第34条の規定により守秘義務が課されているが、この守秘義務は、公務員の服務規律として定められているものであり、その及ぶ範囲は情報という形態を有する情報に限られていない。一方、本条に規定する非公開情報は、公開原則の例外を定めたもので、請求権者の公開請求に対して、可否の決定を行う場合の判断の基準であるので、両者は、その趣旨、目的を異にするものである。しかしながら、守秘義務の範囲に属する事項が情報に記録されていれば、それを守秘することは法律上の義務であり、この条例においても非公開情報に該当し、公開しないものである。これにより、非公開情報に該当しないものとして公開された情報は、守秘義務の対象たる秘密には当たらないものとして取り扱う。

4 地方自治法、刑事訴訟法、弁護士法等の他の法令の規定に基づき、実施機関に対して情報の提供又は閲覧等を要求される場合がある。このような法令の規定により実施機関に対して情報の提供又は閲覧等を要求された場合、本条例に基づく請求ではないから、本項の適用がないことは当然であり、本条の規定に基づき公開の可否を決定することはできない。

法令の規定に基づく提出又は閲覧等に対しては、要求の根拠となった法令の趣旨、要求の目的、対象文書の内容等を総合的に考慮し、個別、具体的に判断し、諾否を決定しなければならない。

【具体例】

地方自治法第100条（議会の調査権）

刑事訴訟法第197条第2項（捜査関係事項照会）

弁護士法第23条の2（弁護士会による報告の請求）

国税通則法第74条の12（資料の閲覧等）

行政手続法第18条（文書閲覧請求）

民事訴訟法第223条（文書提出命令）

第6条第1号 個人に関する情報

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

〔趣 旨〕

本号は、個人の尊厳を守る観点から、個人のプライバシーの保護を図るものとして非公開情報を規定したものである。

〔解 釈〕

- 1 本号は、第3条の規定を受け、個人の権利利益、特に個人のプライバシーの保護を図るものである。一般にプライバシーとは、個人の自己自身、家族、家庭生活等の私的な生活領域又は生活状態、他人との交流又は関係及び諸活動に係るものであつて他人の接近、侵入、干渉等から自由でありたい、他人に知られたくない、他人に誤解されたくない又は他人に公開されたくないという一般人の感受性を基準として、本人が欲するであろうと考えられるものをいう。

本号は、個人のプライバシーを保護するため、個人に関する情報の内容のいかんを問わず、特定の個人が識別され又は識別され得る限りにおいて、当該情報を原則として公開しないものとして取り扱う（いわゆる「個人識別型」）こととした。

その一方で、本号ただし書では、一般的に当該個人の権利利益の観点から非公開とする必要のないもの又は保護利益を考慮しても公開する必要性が認められるものについては、公開することとしたものである。

- 2 「個人に関する情報」としては、次のようなものが考えられる。
 - ① 戸籍・身分に関する情報（氏名、性別、出生地、国籍、本籍、住所など）
 - ② 経歴に関する情報（学歴、職業、職歴、犯罪歴、団体加入状況、行事参加状況など）
 - ③ 心身に関する情報（傷病歴、心身障害、健康診断結果、診療結果など）
 - ④ 能力・成績に関する情報（学業成績、勤務成績、資格など）
 - ⑤ 思想・信条に関する情報（思想、信条、信仰、宗教など）
 - ⑥ 財産・収入状況に関する情報（資産、所得、預貯金、融資状況など）
 - ⑦ その他個人に関する情報（家庭状況、居住状況など）

- 3 「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。」とは、個人に関する情報であっても事業を営む個人の当該事業に関する情報は、その性質上、法人等の事業活動に関する情報と同様に、本条第3号（法人等に関する情報）で対処するため本号から除外するものである。ただし、事業を営む個人であっても、当該事業とは無関係である情報は、本号により公開等の決定を行うものである。

- 4 「その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの」とは、住所、本籍、電話番号、続柄、勤務先の役職等がある。

- 5 「他の情報」とは、一般人が知っている情報又は既に公にされた情報で図書館や書店等において一般人が通常の方法で入手し得るものであることを要する。

- 6 「（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」とは、当該情報に氏名、生年月日等の特定の個人を識別する情報の記載がなくとも、他の情報と組み合わせることにより、間接的に特定の個人が識別され得るものをいう。したがって特定人のみが知っている情報、詮索的活動により入手し得る情報等は含まない。

例えば、学校における事故に関する情報に、事故に関係する生徒名が記載されていなくても、学校名が記載されていれば、同じ学校の関係者にはその生徒を特定することができてしまうので、本要件に該当するおそれがある。

このように、厳密には特定の個人を識別することができる情報ではないが、該当する人数が少ない場合、かつ、それが一般に知られているものほど個人の特定は容易になるものであって、その可能性については、個別具体的な判断が必要である。

7 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」とは、特定の個人を識別することができる部分を除いても、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。

例えば、氏名を伏せたカルテ、反省文や匿名の未発表の研究論文、研究計画等の情報がある。これらは、内容によっては、個人の人格に密接に関連したり、公開すれば財産権その他の個人の正当な権利利益を害するおそれがあり、仮に特定の個人が識別されないとしても、なお保護する必要性があることから、非公開情報とするものである。

(1) たゞし書 アについて

法令等の規定により、何人でも知り得る状態におかれている情報は、公開してもプライバシーを侵害するおそれがないと考えられるため、本号本文に該当する個人に関する情報であっても公開するものである。

「法令等」とは、法律、政令、府令、省令、その他国の機関が定めた命令及び条例をいう。

「何人でも知り得る状態」とは、資格や条件の制限がなく文字どおり何人でも知ることが可能なことをいう。したがって縦覧の定めがあっても対象が関係者に限定されている地方税法（昭和25年法律第226号）第415条第1項による固定資産課税台帳の縦覧のようなものや、「何人も」と規定されていても請求目的等により閲覧が制限される住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第1項による住民基本台帳の閲覧のようなものは、この規定に該当しないことになる。

「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは、一般に公にすることが予定されている情報であり、これを公開しても、一般的に個人のプライバシーを害するものではないと認識される情報をいう。

具体例を挙げると下記のようなものがある。

- ・法人役員名簿（商業登記法第10条）
- ・不動産登記簿（不動産登記法第21条）
- ・著作権登録原簿（著作権法第78条第3項）
- ・道路運送車両の登録事項等証明書（道路運送車両法第22条第1項）
- ・選挙収支報告書（公職選挙法第192条第4項）
- ・建築計画概要書（建築基準法第93条の2）
- ・都市計画開発登録簿（都市計画法第47条第5項）

(2) イについて

公務員の職務の遂行に係る情報には、公務員の職、氏名に関する情報及び職務行為に関する情報で構成されるものが少なくない。したがって、この種の情報は、行政事務に関する情報であるとともに、当該公務員の個人の活動に関する情報である。

このうち、当該公務員の職に関する情報は、行政事務に関する情報としてはその職務行為に関する情報と不可欠の要素であり、市の諸活動を説明する責務が全うされるようにするため、これを明らかにすることとしたものである。

また、当該公務員の氏名に関する情報は、氏名を公開すると、当該公務員の私生活へ影響を及ぼすことも考えられるが、この条例の趣旨に基づき、行政事務の公正性及び透明性を高める見地から、当該公務員の職及び当該職務行為の内容にかかる部分を公開するとともに、氏名を公開したとしても当該公務員の個人の権利利益が侵害されるおそれがないと認める場合には、氏名まで公表することとしたものである。

なお、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該公務員の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分が公開されることになるが、「当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」が同時に他の公務員の個人に関する情報に当たる場合がある。例えば市の産業医が市職員を対象に健康相談を行った場合、当該健康相談に関する情報は、当該産業医にとっては当該職務遂行の内容に係る情報であるが市職員にとっては、職務遂行の内容にかかる情報とはいえない。したがって健康相談の結果・内容は、市職員個人に関する情報として原則として非公開にされることになる。

① 「国家公務員と地方公務員」

国家公務員とは、一般職全てと内閣総理大臣をはじめ国務大臣や国会議員、裁判官及びその他の裁判所職員等の特別職をいう。

地方公務員とは、一般職全てと市の三役をはじめ議長、附属機関の委員等の職で臨時又は非常勤の者も含む。

② 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録された情報をいう。したがって、公務員としての身分取扱いに係る情報（勤務態度、勤務成績、処分歴等）などは、当該公務員にとっては、その職務遂行に係る情報には該当しないので、公開しない。

〔運用〕

- 1 個人に関する情報は、一旦公開されると当該個人に回復困難な損害等を及ぼすおそれがあるため、本号を運用するに当たっては、第3条の趣旨を踏まえ、プライバシー保護の観点からも慎重に取り扱うものとする。
- 2 個人に関する情報については、自己に関する情報について本人が請求した場合、あるいは本人以外のものが本人の同意を得て請求した場合であっても、その取扱いについては例外を認めないものである。このような場合、個人情報の保護に関する法律等に基づき、開示請求するものとする。

- 3 公開請求に係る情報が、本号に該当するか否かを判断するにあたっては、第14条（第三者に対する意見書提出の機械の付与等）に従い、個人の権利利益の保護に十分配慮しなければならない
- 4 本号に規定する「個人」は、その文理から明らかなように、自然人に限られ、法人その他の団体は含まれない。
 また、死者は、権利利益の主体とはなり得ないが、死者の名誉に関する市民感情や、死者の情報が公開されることによりその遺族・関係者のプライバシーが侵害されるおそれがあることを考慮すれば、本号に規定する「個人」には、死亡した個人も含まれるものとして運用する。
- 5 個人に関する情報とただし書に該当する情報（公開する個人情報）の具体例を20ページから25ページまでに掲げた。

個人に関する情報

大分類	小分類	例 示 及 び 説 明
戸籍・身分に関する情報	戸籍・身分に関する情報	氏名、性別、生年月日、出生地、国籍、本籍、住所、続柄、親族関係、結婚、離婚、養子縁組、死亡、認知成年被後見人、被保佐人、その他戸籍的事項に関する情報など
	住所等に関する情報	住所、住所を定めた年月日、前住所、印影、電話番号等
経歴に関する情報	学歴等に関する情報	学校名、入学・卒業年度、在学期間、評価内容、退学・休学・停学等の記録、指導記録、生徒会・クラブ活動等課外活動に関する情報など
	職業・職歴等に関する情報	会社名、事業名、会社の所在地、職種、地位、就職・退職年度、在職期間、昇格・降格・配置転換等、職務の実績・評価、職務上の資格、技能、解雇・停職等処分に関する情報など
	その他経歴に関する情報	受賞歴、犯罪・違反・補導歴、更生施設・社会福祉施等への入所歴、団体加入歴等に関する情報など
心身に関する情報	心身障害等に関する情報	精神障害・身体障害・知的障害の有無・程度に関する情報など
	疾病、負傷等に関する情報	傷病名、傷病歴、傷病の原因、死因等に関する情報など
	検査、診療等に関する情報	検診結果、検査名、検査の結果、傷病の所見、看護記録、訓練記録、治療の内容・方法（投薬の有無・内容、通院・入院の別等）、治療の経過等に関する情報など

	その他心身に関する情報	健康状態、容姿、体格、体力、運動能力、血液型、性格性 性質等に関する情報など
能力、成績に関する情報		学業成績、勤務成績、各種試験成績、その他個人の知技識・ 技術・能力に関する情報など
思想、信条に関する情報		思想、信条、信仰、宗教、主義、主張、意見、支持政党に 関する情報など
財産、収入状況に関する 情報	収入に関する 情報	収入の状況（給与所得・譲渡所得等の金額、補償金等の収 入金額等）、貸付金、公的扶助の有無・金額に関する情報な ど
	資産等に関 する情報	資産の状況（不動産・動産の種類・価格等、有価証券、債 権・債務の内容、現金・貯金額等）に関する情報など
	支出に関す る情報	支出の内容・金額、生活費等に関する情報など
	その他財産 状況・経済状 況に関する 情報	課税状況・納税状況、取引情報、金融機関名・口座番号、 信用状況、破産・財産管理人等に関する情報など
その他個人 に関する情 報	家庭状況に 関する情報	家族構成、扶養関係、同居・別居の別、父子・母子家庭で ある事実、里親・里子である事実、近隣・親族との交流状 況等に関する情報など
	居住状況に 関する情報	持家・借家の別、居住期間、住居の間取り、同居人数等に 関する情報など
	社会活動状 況に関する 情報	各種団体加入状況、各種行事・運動等への参加状況、寄附、 ボランティア活動その他社会的地位・活動等に関する情報 など
	公的扶助に 関する情報	公的扶助の受給の有無、各種社会保険加入・受給状況、各 種手当等該当の事実、入所施設名、入退所年月日、入所期 間等に関する情報など
	その他個人 に関する情 報	個人の暮らし向き状況、各種相談の内容、苦情・要望の内 容、趣味・嗜好、食生活、日課、交遊関係、その他個人に 関する情報など

特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがある情報

大分類	小分類	例示及び説明
個人のプライバシーを害するおそれがある情報	他人には個人が識別できなくとも、本人公開されたことを知れば、精神的な苦痛を受けるおそれがある情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ カルテ、相談記録、個人の観察記録等のうち、これに当たるもの ・ 反省文、日記等のうち、これに当たるもの
	将来、個人が特定された場合に、プライバシーが著しく害されるおそれがある情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思想、信条、宗教に関する情報のうち、これに当たるもの ・ 人種、民族その他社会的差別のおそれのある情報 ・ 犯罪歴、病歴等に関する情報のうち、これに当たるもの
個人の財産権等の正当な利益を害するおそれがある情報		
本人が特定できなくとも、その属する集団が特定でき、当該個人及び構成員の権利利益を害するおそれがある情報		
その他個人の権利利益を害するおそれがある情報		

ただし書に該当する情報（公開する個人情報）

大分類	小分類	例 示 及 び 説 明		
		該当する情報の例示	記 載 内 容	根拠法令
法令等の規定により又は慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報	公証に関するもの	株式会社登記簿等の商業登記簿に記録された情報	目的、商号、取締役等の氏名・住所、資本金の額等	商業登記法 第10条 第11条
		土地登記簿・建物登記簿に記録された情報	土地の所在・地目・地積、建物の所在・種類・構造・床面積、登記権利者の氏名・住所、登記原因等	不動産登記法 第119条 第120条 第121条
		著作権登録原簿・出版権登録原簿、著作隣接権登録原簿に記録された情報	著作物の題号・実演等の名称、著作者の氏名・国籍等	著作権法 第78条 第88条 第104条
		自動車登録ファイルに記録された情報	所有者の氏名・住所、車名・型式、使用の本処の位置等	道路運送車両法第22条
		その他公証に関し何人でも閲覧することができる情報		
資格に関し何人でも閲覧することができる情報				
その他		選挙運動費用収支報告書に記録された情報	候補者に対して寄附した者の氏名・住所、職業、寄附金額等	公職選挙法 第192条
		建築計画概要書に記録された情報	建築主の氏名・住所、建築物の概要等	建築基準法 第93条の2
		開発登録簿に記録された情報	開発許可を受けた者の氏名、予定建築物の用途等	都市計画法 第47条
その他何人でも閲覧することができる情報				
公表することを前提として本人から任意に提供された情報		<ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙公報に登載するため候補者から提供された情報（経歴・政見等） ・ 市の刊行物への寄稿等 ・ 議会に対する請願 		

	公表することについて本人が同意している情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市に対する要望等 ・ ボランティア名簿等及び各種サークルの名簿等で本人が公表することについて同意しているもの
	個人が自主的に公表した資料から何人でも知ることができる情報	出版物に記載された著者名、著者経歴など
	従来から公表されており、かつ、今後とも公開しないこととする理由のないことが明らかである情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員名簿 ・ 受賞者名簿 ・ 附属機関等の委員名簿 ・ 発令後の人事異動 ・ 市職員の所属・氏名 ・ 官報等に登載された国家試験合格者氏名等 ・ 弁護士名簿への登録等の公告として官報に登載された弁護士の氏名・所属弁護士会等 ・ 税理士名簿への登録等の公告として官報に登載された税理士の氏名等
	法令その他の定めにより行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発行為の許可に関する情報のうち、公益上公開することが必要と認められるもの ・ 建築確認に関する情報のうち、公益上公開することが必要と認められるもの ・ 道路・水路の占用許可に関する情報のうち、公益上公開することが必要と認められるもの

公務員の職及び職務遂行の内容に係る情報	<ul style="list-style-type: none">・ 公務員が公費を使って出席した会議等の情報・ 交際費を使って出席した懇親会等の出席者名簿及び資料
---------------------	--

第6条第2号 法令秘情報

(2) 法令等の規定により明らかに公開することができないとされている情報及び各大臣等から法律の規定に基づいて公開しないように指示のあった情報

〔趣 旨〕

本号は、法令等の規定とこの条例との関係及び各大臣等からの法律の規定に基づく指示とこの条例との関係から非公開情報として規定したものである。

〔解 釈〕

1 「法令等の規定」とは、法律、政令、府令、省令、その他国の機関が定めた命令及び条例をいう。したがって、国等からの通知及び通達並びに市の要綱その他の内規については、本号を適用しない。

2 条例は、法令の規定に違反しない範囲において制定することができるものである（地方自治法第14条第1項）ことから、法令の規定により明らかに公開することができないとされている情報については、この条例においても公開しないものとするものである。

また、この条例と他の条例との調整を図る観点から、他の条例の規定により明らかに公開することができないとされている情報についても、公開しないものとする。これは、情報公開についての一般法であるこの条例に対し、他の条例で規定がある場合、特別法としてそれらの規定が優先して適用されるため、この条例においても非公開とするものである。

3 「明らかに公開することができないとされている情報」とは、公開することができないとすることが法令等の規定に明文をもって規定されている場合はもとより、法令等の規定の趣旨及び目的に照らし公開することができないと認められる場合を含み、次のようなものがある。

- (1) 明文の規定をもって閲覧等が禁止されている情報
- (2) 他の目的に対する使用が禁止されている情報
- (3) 地方税法等の特別法に基づき守秘義務が課されている情報
- (4) 閲覧又は写しの交付の禁止規定のある情報
- (5) その他法令その他の定め趣旨及び目的に照らし公開することができないと認められる情報

なお、(3)の場合において、守秘すべき事項が明確となっていない場合には、第6条各号を勘案して判断するものとする。

4 「各大臣等から」とは、法定受託事務又は自治事務に係る情報に対する国からの関与であって、当該指示が法律又はこれに基づく政令に根拠を有するものでなければならない。（地方自治法第245条の2）

〔運用〕

- 1 公開することができないとされている情報かどうか、又はその法令等の規定に解釈の余地があるときは、この条例の趣旨に照らして拡大解釈とならないよう厳格にその該当性について判断する必要がある。
- 2 例えば、地方公務員法第34条の規定による守秘義務は、その範囲が必ずしも明確でないことから、同条に規定する「職務上知り得た秘密」に該当する情報については、秘密とすべき実質的理由を勘案し、非公開情報の該当項目としては、第6条各号を示すこととし、地方公務員法第34条のみを根拠として非公開とはしないものとする。
- 3 国又は県の通知等により、公開しないことを求められている情報については、本条第6号において個別的に判断されるものである。
- 4 法令秘情報の具体例を27ページから29ページまでに掲げた。

法令秘情報

大分類：法令等の規定により明らかに公開することができないとされている情報

小分類	根拠法令	公開できないとされている情報	具体例
明文の規定をもって閲覧が禁止されているもの	八潮市印鑑条例第16条	印鑑登録原票その他の印鑑の登録及び証明に関する書類	印鑑登録原票 印鑑登録申請書 印鑑登録証明交付申請書など
他目的使用が禁止されているもの	統計法第40条	指定統計を作成するために集められた調査票	指定統計調査票
守秘義務が課されているもの	地方税法第22条	地方税に関する調査に関する事務に従事した者が、その事務に関して知り得た秘密	申告書 給与支払報告書 課税台帳 滞納整理票 評価調書など
	児童福祉法第61条	児童相談所において相談、調査及び判定に従事した者が、その職務上取り扱ったことについて知得した人の秘密	措置委託決定通知書、児童委託証明書、児童に関する調査依頼書、重度肢体不自由児の認定書など
	住民基本台帳法第35条	住民基本台帳に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その業務に関して知り得た秘密	住民異動届 住民実態調査
	医療法第86条	診療録又は助産録の検査に関し知得した医師、歯科医師又は助産婦の業務上の秘密又は個人の秘密	

刑法第134条第1項	医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人又は公証人がその業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密	診療録（カルテ）、処方箋など
統計法第41条	統計調査に関する事務に従事する者（職員、統計調査員等）が、その職務執行に関して知り得た個人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第53条	精神病院の管理者、指定医等がこの法律に基づく職務の執行に関して知り得た人の秘密	
母体保護法第27条	不妊手術又は人工妊娠中絶の施行の事務に従事した者等が職務上知り得た人の秘密	
臨床検査技師等に関する法律第19条	臨床検査技師がその職務上取り扱ったことについて知り得た秘密	
視能訓練士法第19条	視能訓練士がその業務上知り得た人の秘密	
理学療法士及び作業療法士法第16条	理学療法士及び作業療法士がその業務上知り得た人の秘密	
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第53条	健康診断及び当該診断の結果に基づく指導又は相談事業の実施の事務に従事した者がその職務に関して知得した人の秘密	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第73条	医師が感染症の患者（疑似症患者及び無症状病原体保有者並びに新感染症の所見がある者を含む）であるかどうかに関する健康診断又は当該感染症の治療に際して知り得た人の秘密	
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第86条	薬事法に基づいて得た他人の業務上の秘密	

	消防法第4条	消防職員が関係ある場所に立ち入って検査又は質問を行った場合に知り得た関係者の秘密
	中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令第3条	中小企業支援事業に従事する者又は従事した者がその業務上取り扱ったことに関して知り得た秘密
	その他法令又は条例の趣旨・目的に照らし公開することができないと認められる情報	

大分類：各大臣等から法律の規定に基づいて公開しないように指示のあった情報

小分類	公開できないとされている情報
各大臣等から法律の規定に基づいて公開しないように指示のあった情報	著作権法第18条第3項及び第4項並びに同法第42条の2 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律附則第2条

第6条第3号 法人等に関する情報

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
- イ 市民の生活に影響を及ぼす法人等又は個人の違法若しくは著しく不当な行為に関する情報

〔趣 旨〕

本号は、法人その他の団体（事業を営む個人を含む。以下「法人等」という。）の事業活動上の自由あるいは公正な競争秩序の維持は、それが正当なものである限り社会的に保護されなければならない。

これは、情報公開制度の下においても保護される必要があることから、本号は、法人等に不利益を与える情報を非公開情報として規定したものである。ただし、法人等の事業活動の社会的影響力を考慮して、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、あるいは法人等の違法・不当な行為が市民生活に影響を及ぼすと認められるものについては、仮に法人等に不利益を与えても公開することができるものとする。

〔解 釈〕

- 1 法人等には、社会の構成員として自由な事業活動が認められており、また、生産、技術、営業、信用、経理等の面において他に知られたくない情報がある。このため、これらの情報を公開することにより、当該法人等に明らかに不利益を与えると認められる情報については、本号本文において、公開しないこととした。
一方、法人等の事業活動は、広く人々との生活にかかわり、その社会的影響力は看過できないものがある。そこで、本号ただし書において、人の生命等の保護その他公益上必要と認められるものについては、仮に法人等に明らかに不利益を与える情報であっても、公開することができるものとした。
- 2 「法人その他の団体」とは、株式会社、有限会社、公益法人（社会福祉法人・学校法人等）、宗教法人、特殊法人のほか自治会、商店会、消費者団体等の団体で法人としての実態を有しながら法人格のない、いわゆる権利能力なき社団（第4条第2号と同様）をいう。

- 3 「国及び地方公共団体」は、当然法人格を有するものであるが、その行政活動については、法人等の事業活動と性格を異にすることから、本条第3号以下で対処することとし、本号の法人等からは除くこととした。
- 4 「事業を営む個人」とは、地方税法第72条第5項から第7項に規定する事業のほか、農業、林業等を営む個人をいう。
- 5 「当該事業に関する情報」とは、事業の内容、事業用資産、事業所得など事業活動に直接関係する情報をいい、当該事業活動と直接関係のない個人に関する情報は、本号ではなく第6条第1号（個人に関する情報）の規定により判断する。
- 6 「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」とは、次のような情報をいう。
- (1) 生産活動上の秘密に関する情報
 - (2) 技術、ノウハウその他技術上の秘密に関する情報
 - (3) 営業・販売活動上の秘密に関する情報
 - (4) 信用に関する情報
 - (5) 経理、人事等に関する情報
- 7 本号ただし書においては、法人等に明らかに不利益を与えると認められる情報であっても、人の生命及び財産等を保護するため又は、法人等の違法・不当な行為が市民生活に影響を及ぼすと認められるものについては、公開することから、公益上公開することが強く要請されるものに限り公開するものである。
- (1) ただし書 ア
法人等の事業活動が原因となって、現に人の生命、健康、生活又は財産について被害が発生しているか、あるいは近い将来被害の発生が確実に予測されるような情報については、未然防止、拡大又は再発防止を図るため公開することができることを定めたものである。
 - (2) ただし書 イ
市民の日常生活、消費生活全ての場面において、相当数の市民の生活に著しい支障を及ぼす法人等の違法若しくは著しく不当な事業活動が現に存在しているか、近い将来確実に発生することが予測されるものについては公開することができることを定めたものである。
「違法若しくは著しく不当」とは、法令等の規定に違反するか、違反しないまでも、社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことをいう。

〔運 用〕

- 1 事業を営む個人に関する情報については、本号で判断すべきものと第6条第1号の個人に関する情報で対処すべきものとが混在することが考えられるので、プライバシーの保護に欠けることのないよう、慎重に取り扱う必要がある。
- 2 法人等に「明らかに不利益」を与えると認められるか否かの判断に当たっては、その情報の内容もさることながら、当該法人等の性格、規模、事業活動における当該情報の位置付けなどを総合的に勘案のうえ、当該情報を公開した場合に生じる影響について慎重に検討し、客観的な判断を下すことが必要である。
この法人等の情報の判断に当たっては、市の保有する資料のみでは十分な結論を得られない場合が予測されるので、必要に応じて、第三者に関する情報の意見書の提出（第14条第2項）により当該法人等から意見書を提出させるなど、資料の収集に努めて適正な判断を下すようにしなければならない。
- 3 法人等に不利益を与えるおそれのある情報、法人等に不利益を与えるおそれのない情報及び本号ただし書に該当する情報（公開することが必要と認められる情報）の具体例を32ページから36ページまでに掲げた。

法人等に不利益を与えるおそれのある情報

大分類	中分類	小分類	例 示 及 び 説 明
生産・技術に関する情報	生産活動の状況に関する情報	生産品目、生産量等に関する情報	・ 生産品目・生産量・出荷額等に関する情報、原材料の種類・使用量等に関する情報など
		その他生産活動の内容が明らかになる情報	・ 施設・設備の規模・構造・配置・性能、機械設備の稼動状況、施設からの排出物質の種類・量等に関する情報など
	生産活動の計画・方針等に関する情報	生産品目に係る計画・方針等に関する情報	・ 新製品の性能・仕様・開発状況・生産工程・生産開始時期等に関する情報、新製品その他の生産品目の生産計画・方針等に関する情報など ・ 原材料の仕入れ等の計画、出荷予定等に関する情報など
		施設・機械等に係る計画・方針等に関する情報	・ 新規施設・新規プラント等に関する情報、新設・更新等に係る機械・設備等の機種・台数・規模・能力等に関する情報、新規設備等の時期・経費等に関する情報など
		その他生産活動に係る計画・方針内容等が明らかになる情報	・ 職員の配置計画・研修計画、資金調達計画等に関する情報など

	技術上のノウハウに関する情報	製造・加工の過程に係る技術上のノウハウに関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 機械・設備等の機種・台数・規模・能力等に関する情報、機械設備等の利用技術に関する情報、生産工程の管理・製品の品質管理等に関する情報など
		建築土木工事に係る技術上のノウハウに関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 設計図等に表示された設計者の考案・工夫等、設計に用いる係数・計算式等、設計に用いる機械等の種類・利用技術に関する情報など 建築等に用いる資材の種類・組成・寸法・加工等に関する情報、建築等の施工に用いる機械・設備の種類・台数・規模・能力・利用技術等に関する情報など
		その他技術上の秘密に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> コンピュータ等による情報処理等に係る技術上のノウハウ等に関する情報、生産工程での事故・故障等の発生に関する情報など
営業・販売活動に関する情報	営業・販売活動の状況に関する情報	販売高・取引等に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 取引先・得意先等の名称・取引の内容・実績・納品状況等に関する情報、法人間の連携下請等に関する情報など
		販売方法等に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 商品の陳列方法・宣伝方法等に関する情報、営業活動に関する情報など
		その他営業活動の内容が明らかになる情報	<ul style="list-style-type: none"> 原価・販売単価等の積算等に関する情報、受注経路・受注単価等に関する情報など
	営業・販売活動の計画・方針等に関する情報	販売計画・方針等に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 販売計画・販売高の見込額・目標額等に関する情報、受注計画・交渉の計画・方針等に関する情報、事業の将来展望・経営方針等に関する情報など
		店舗等施設計画等に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 売場面積の拡張・店舗の改装等に関する情報、営業所・事務所・支店等の新設・移設に係る店舗・営業所・事務所等の規模・内容等に関する情報など
		その他営業活動の計画等に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 資金調達の予定額・調達方法等に関する情報など 投資予定額・投資対象等に関する情報など
信用に関する情報			<ul style="list-style-type: none"> 借入金の額・借入れの相手方・借入れの条件・返済計画・返済状況等借入金その他の債務の内容に関する情報、経営状態・資産内容等に関する情報など
経理・人事等に関する情報			<ul style="list-style-type: none"> 法人等の金銭の出納、経理上の処理に関する情報など 法人等の人事・給与・労働条件等に関する情報など

法人等に不利益を与えるおそれのない情報

大分類	小分類	例 示 及 び 説 明			
		該当情報の例示	記載内容	根拠法令	
法令その他の定めにより何人でも閲覧することができる」とされている情報	公証に関するもの	株式会社登記簿等の商業登記簿に記録された情報	目的、商号、取締役等の氏名・住所、資本金の額等	商業登記法 第10条・ 第11条	
		土地登記簿・建物登記簿に記録された情報	土地の所在・地目・地積、建物の所在・種類・構造・床面積、登記権利者の氏名・住所、登記原因など	不動産登記法 第119条	
		特許原簿等に記録された情報	特許発明の内容等、特許権の設定・移転等、専用実施権・通常実施権の設定・保存・移転など	特許法 第186条	
閲覧を利害関係者等にも認められているもの及び法令の規定では何人とされていても現に制限されているものは含めない。		意匠原簿等に記録された情報	登録意匠の内容等、意匠権の設定・移転等、専用実施権・通常実施権の設定・保存・移転など	意匠法 第63条	
		実用新案原簿等に記録された情報	登録実用新案の名称・内容、実用新案権の設定・移転等、専用実施権・通常実施権の設定・保存・移転など	実用新案法 第55条	
		著作権登録原簿、出版権登録原簿、著作権隣接権登録原簿に記録された情報	著作物の題号・実演等の名称、著作権の移転、出版権の設定、移転など	著作権法 第78条 第88条 第104条	
		その他公証に関し何人でも閲覧することができる」とされている情報			
		取引の安全等に関する情報	不動産鑑定業者登録原簿に記録された情報	名称・商号、役員氏名、不動産鑑定士の氏名、事務所の名称・所在地など	不動産の鑑定評価に関する法律 第31条
宅地建物取引業者名簿・免許の申請に関する書類に記録された情報	名称・商号、役員氏名、住所、事務所の名称・所在地など		宅地建物取引業法 第10条		

	建築士事務所登録簿に記録された情報	一級・二級等の別、事務所の名称・所在地、役員・建築士氏名など	建築士法第23条の8
	旅行業者登録簿に記録された情報	商号、旅行業の種別、営業所の名称・所在地など	旅行業法第21条
	一般建設業許可申請書（添付書類を含む）に記録された情報	名称・商号、営業所の名称・所在地、資本金額、役員氏名など	建設業法第13条
	その他取引の安全に関し何人でも閲覧することができるようにされている情報		
その他	工場立地調査簿に記録された情報	工場等の敷地面積・建築面積、生産数量・生産能力など（事業者の秘密に属する事項を除く。）	工場立地法第3条
	政治団体収支報告書等に記録された情報	政治団体の収支の総額・項目別金額、寄附をした者及び寄附をあっせんした者の氏名・名称など	政治資金規制法第20条第20条の2
	建築計画概要書に記録された情報	建築主の名称・氏名、建築物の概要など	建築基準法第93条の2
	開発登録簿に記録された情報	開発許可を受けた者の名称・氏名、予定建築物の概要など	都市計画法第47条
	その他何人でも閲覧することができるようにされている情報		
公表することを目的として作成し、又は取得した情報	公表することを前提として法人等から任意に提供された情報	<ul style="list-style-type: none"> 法人等から提供された商店街名簿、工場名簿等に記録された情報など 	
	PR等の目的で法人等が自主的に公表した資料から何人でも知り得る情報	<ul style="list-style-type: none"> 社史、PR用パンフレット等に記載された情報など 	
	既に公表されている情報であって、公開することにより法人等に不利益を与えるおそれのないもの	<ul style="list-style-type: none"> 排水設備工事公認業者の指定等に関し告示された業者の名称等 弁護士・税理士名簿への登録等の公告として官報に登載された弁護士・税理士の氏名等 	
	公開することについて当該法人等の同意のある情報		
統計的処理がなされていて、特定の法人等が識別されない情報	<ul style="list-style-type: none"> 経済構造実態調査、工業統計調査等の集計結果など 		

第6条第3号ただし書に該当する情報（法人等に不利益を与えるおそれのある情報のうち、公開することが必要と認められるもの）

大 分 類	例 示 及 び 説 明
人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食中毒発生施設と事件の概要 ・ 立入検査結果の改善勧告、命令その他公害行政処分に係る情報
市民の生活に影響を及ぼす法人等又は個人の違法若しくは著しく不当な行為に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計量器検査結果 ・ 宅地建物取引者行政処分に係る情報のうち、これに当たるもの

第6条第4号 意思決定過程に関する情報

(4) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国の機関等（国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。以下同じ。）との間における審議、検討、調査研究等の意思決定過程の情報であって、公開することにより、公正かつ円滑な意思決定に著しい支障を生ずるおそれのあるもの

〔趣 旨〕

本号は、行政内部における審議、検討、調査研究等について公正かつ円滑な意思決定を確保する観点から非公開情報として規定したものである。

〔解 釈〕

- 1 市政の公正かつ円滑な執行を確保するためには、市の内部における様々な角度からの資料収集、意見交換等の積み重ねによる公正かつ円滑な意思決定を確保することが必要不可欠であることから、公開することにより、公正かつ円滑な意思決定に著しい支障を生ずるおそれのある情報については、公開しないこととした。
- 2 「市の機関」とは、地方自治法上の執行機関や議決機関のほか、その附属機関（審議会等）、補助機関（職員）の全てを含むものである。
- 3 「他の地方公共団体」とは、市以外の他の都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団をいう。
- 4 「審議、検討、調査研究等の意思決定過程の情報」とは、意思決定の過程において発生し、利用される情報をいう。例えば、制度改正に係る検討案等の市の機関内部の意思決定に直接かかわる情報のほか、市の機関内部における審議、検討、調査研究、企画意見調整、打合せ、相談等の会議記録などの意思決定に至る経過の記録、意思決定に関して作成し、又は取得した資料及びこれらに関連して作成し、又は取得した情報も含むものである。
- 5 公開請求された情報が本号に該当するか否かの判断は、対象情報ごとに個別、具体的に支障の及ぶ範囲、深さ、回復性、必然性その他の支障の内容をあらゆる角度から検討したうえで、当該情報の性質に照らし、情報を公開することにより得られる利益と非公開にすることにより守られる利益とを比較衡量して判断すること。
- 6 行政の意思決定過程への住民の参加を保証し、そこに住民の意見を反映させることの重要性を考えると、意思決定過程の情報の公開には公益性が認められる。そのため意思決定前という理由だけで情報を全て非公開とすることはでき

ない。非公開とすることができるものは、意思決定前の情報のうち「公開することにより、公正かつ円滑な意思決定に著しい支障を生ずるおそれのあるもの」に限られる。このような情報としては、次のようなものが考えられる。

- (1) 公開することにより、自由かつ率直な意見交換、提案等が阻害される情報
- (2) 公開することにより、資料提供者との間の信頼関係を損なうなど以後の資料収集を著しく困難にする情報
- (3) その他公開することにより、公正かつ円滑な意思決定に著しい支障を生ずるおそれのある情報

7 意思決定過程に該当する事務又は事業として非公開としたものであっても、意思決定後は、原則として本号を理由に非公開とすることはできない。

8 最終的な意思決定に至った後においても、その過程の情報を公開することにより、将来同種の事務又は事業における適正な意思決定に支障を及ぼすおそれがある場合は、本号の対象となる

〔運用〕

1 意思決定過程に関する情報の具体例を39ページに掲げた。

意思決定過程に関する情報

大分類	小分類	例示及び説明
公開することにより、自由かつ率直な意見交換、提案等が阻害される情報	発言者・発言の内容等に関する情報のうち、自由かつ率直な意見交換を確保するため非公開とする必要があるもの	××審議会議事録、××会議結果報告書などに記録された情報のうち、これに当たるもの
	意見交換の内容及び経過に関する情報のうち、自由かつ率直な意見交換を確保するため非公開とする必要があるもの	行政機関相互間の照会、回答結果など意見交換の相手方、形式、内容、結果、その政策形成への影響等に関する情報などのうち、これに当たるもの
	提案等の内容、その処理経過等に関する情報のうち、自由かつ率直な提案等を確保するため非公開とする必要があるもの	内部検討段階での試案・試算等、検討課題・問題点等として内部で検討された事項、その検討経過などに関する情報のうち、これに当たるもの
公開することにより、資料提供者との間の信頼関係を損なうなど以後の資料収集を著しく困難にする情報	市の機関が依頼し、提供を受けている情報のうち、以後の資料収集を確保するため非公開とする必要があるもの	意識調査・実態調査等の調査で非公開を条件として住民・企業等に提供を求め、入手している情報など
	市の機関と情報提供者との信頼関係に基づいて入手している情報のうち、以後の資料収集を確保するため非公開とする必要があるもの	公開しないという了解の下に住民・企業等から任意に提供されている情報など
その他公開することにより、公正かつ円滑な意思決定に著しい支障を生ずるおそれのある情報	意思決定に係る手続きの途上にある情報であって、公開することにより、公正かつ円滑な意思決定に著しい支障を生ずるおそれのあるもの	市の機関内部における決裁、国の機関等の許可、審議会等への諮問などの意思決定に係る手続きの途上にある情報のうち、これに当たるもの
	その他公開することにより、公正かつ円滑な意思決定に著しい支障を生ずるおそれのある情報	

第6条第5号 国の機関等との協力関係維持に関する情報

(5) 市の機関と国の機関等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国の機関等との協力関係を著しく損なうおそれのあるもの

〔趣 旨〕

本号は、国の機関等との協力関係を確保する観点から非公開情報として規定したものである。

〔解 釈〕

- 1 市政の円滑な運営を確保するうえにおいては、国や他の地方公共団体との協力関係を確保することが重要であるが、市の機関が国の機関等との間の協議、依頼、照会、回答、委任等に基づいて作成し、又は取得した情報の中には、公開することにより、国の機関等との協力関係を著しく損なうおそれのあるものがあることから、そのような情報については、公開しないこととした。
- 2 「市の機関」及び「国の機関等」の意義については、前号と同様である。
- 3 「協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報」とは、法令等の規定に基づき、又は任意に行われる協議、依頼、照会、回答、委任、協力、支持、要請等その他表現や形式のいかんを問わずに作成し、又は取得した情報をいう。
- 4 国の機関等との協議等に基づき作成し、又は取得した情報であっても、その全てが非公開となるものでなく、非公開とすることができるものは、このうち「公開することにより、国の機関等との協力関係を著しく損なうおそれのあるもの」に限られる。このような情報としては、次のようなものが考えられる。
 - (1) 市の事務又は事業の実施に関する国の機関等との協議に際して作成し、又は取得した情報のうち、国の機関等との協力関係を確保するため非公開とする必要があるもの
 - (2) 市から国の機関等に依頼し提供を受けた情報のうち、国の機関等との協力関係を確保するため非公開とする必要があるもの
 - (3) 国の機関等から通知等として取得した情報のうち、国の機関等との協力関係を確保するため非公開とする必要があるもの
 - (4) 国の機関等との会議に際して作成し、又は取得した情報のうち、国の機関等との協力関係を確保するため非公開とする必要があるもの
 - (5) 国の機関等の実施する調査等に際して作成し、又は取得した情報のうち、国の機関等との協力関係を確保するため非公開とする必要があるもの
 - (6) 国の機関等からの協議等に基づき作成し、又は取得した情報であって、公開するか否かについて国の機関等の判断に委ねるべき性質の情報のうち、国の機関等から公開してはならない旨の指示があったもの

〔運 用〕

- 1 国の機関等との協力関係維持に関する情報の具体例を42ページから43ページまでに掲げた。

- 2 本号は、国の機関等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報が全て非公開となるものではなく、公表することにより、国の機関等との協力関係を著しく損なうおそれのあるものに限り非公開とするものである。

国との協力関係維持に関する情報

大分類	小分類	例示及び説明
<p>市が実施する事務又は事業に関し、国の機関等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国の機関等との協力関係を著しく損なうおそれのあるもの</p>	<p>市の事務又は事業の実施に関する国の機関等との協議に際して作成し、又は取得した情報のうち、国の機関等との協力関係を確保するため非公開とする必要があるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の事務又は事業計画等に対して示された国の機関等の見解等に関する情報などのうち、これに当たるもの ・ 事業の実施に際し、国の機関等の間で行っている協議に関する情報などのうち、これに当たるもの ・ 市と国の機関等との間の同種又は関連を有する事務又は事業に関する調整等に関する情報などのうち、これに当たるもの ・ 市と国の機関等との間の協定締結に係る協議の内容、共同実施の内容、経費分担等に関する情報などのうち、これに当たるもの
	<p>市から国の機関等に依頼し提供を受けた情報のうち、国の機関等との協力関係を確保するため非公開とする必要があるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の機関等における同種又は関連する事務又は事業の実施状況・実施基準等に関する情報、実験結果・調査結果その他のデータなどのうち、これに当たるもの
	<p>国の機関等からの通知等として取得した情報のうち、国の機関等との協力関係を確保するため非公開とする必要があるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の内定通知等、審議中の法律改正案に係る解釈指針などのうち、これに当たるもの
	<p>国の機関等との会議に際して作成し、又は取得した情報のうち、国の機関等との協力関係を確保するため非公開とする必要があるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議資料・会議記録等に記載された国の機関等の事務又は事業の実施状況、方針、懸案事項、検討中の案、調査結果等のデータ等に関する情報、会議出席者の発言内容などのうち、これに当たるもの
	<p>その他市が実施する事務又は事業に関して作成し、又は取得した情報であって、国の機関等との協力関係を著しく損なうおそれのあるもの</p>	

<p>国の機関等が実施する事務又は事業に関し、国の機関等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国の機関等との協力関係を著しく損なうおそれのあるもの</p>	<p>国の機関等の実施する調査等に際して作成し、又は取得した情報のうち、国の機関等との協力関係を確保するため非公開とする必要があるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査等に際して国の機関等から示された調査の目的・内容・項目・方法等に関する情報などのうち、これに当たるもの ・ 調査結果（国の機関等において統一的に公表する必要のあるもの等、国の機関等において公表するまで公表してはならない旨の指示の表示があるものなど）に関する情報など
	<p>国の機関等からの協議等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開するか否かについて国の機関等の判断に委ねるべき性質の情報のうち、国の機関等から公開してはならない旨の指示があったもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の機関等の事務又は事業に係る方針、市に対する指導等の内容等に関する情報などのうち、これに当たるもの ・ 国の機関等からの意見聴取等に基づき提出した要望書等、国の機関等の発意に基づき作成、又は取得した情報のうち、これに当たるもの ・ 本市から提供した情報であって、国の機関等での政策立案等の資料として用いられるものうち、これに当たるもの
	<p>その他国の機関等の実施する事務又は事業に関連して、国の機関等から協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国の機関等との協力関係を著しく損なうおそれのあるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捜査機関からの照会内容等に関する情報のうち、これに当たるもの

第6条第6号 公開になじまない事務又は事業に関する情報

(6) 市又は国の機関等が行う検査、監査、取締りの計画、徴税の実施計画、用地の買収計画、争訟及び交渉の方針、入札の予定価格、試験の問題及び採点基準、職員の身分取扱い、犯罪の捜査及び予防その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務又は事業の公正かつ円滑な執行を著しく困難にするおそれのあるもの

[趣 旨]

本号は、事務又は事業の性質に着目し、当該事務又は事業の公正かつ円滑な執行を確保する観点から非公開情報として規定したものである。

[解 釈]

1 市が保有する情報の中には、公開することにより、特定のものに不当な利益を与えたり、経費の増大や実施時期の大幅な遅れを招いたりするなど、事務又は事業の公正かつ円滑な執行を著しく困難にするおそれのあるものがある。

本号では、事務又は事業の性質から見て、それが当該事務又は事業の公正かつ円滑な執行を著しく困難にするおそれのあるものであれば、そのような情報については、公開しないこととした。

2 「検査、監査、取締りの計画、徴税の実施計画、用地の買収計画、争訟及び交渉の方針、入札の予定価格、試験の問題及び採点基準、職員の身分取扱い、犯罪の捜査及び予防」は、公開になじまない事務又は事業に関する情報の例示である。したがって、これらのほか「その他」に該当するものとして、これらに類似し、若しくは関連する事務又は事業に関する情報で、その性質上本来公開になじまないものであれば、本号により非公開とすることができるものである。

3 「市又は国の機関等」の意義については、第4号及び前号と同様である。

4 「公正かつ円滑な執行を著しく困難にするおそれのあるもの」としては、次のようなものが考えられる。

- ① 公開することにより、当該事務又は事業を実施する目的が失われるおそれのある情報
- ② 公開することにより、市の権利行使が損なわれるおそれのある情報
- ③ 公開することにより、経費が著しく増大し、事務又は事業の実施の時期が大幅に遅れるおそれのある情報
- ④ 事務又は事業の実施の基準などに関する情報であって、当該事務又は事業の公正かつ円滑な執行を著しく困難にするおそれのあるもの
- ⑤ 事務又は事業の実施の経過に関する情報であって、公開することにより、以後の同種の事務又は事業の執行を著しく困難にするおそれのあるもの

〔運用〕

公開になじまない事務又は事業に関する情報の具体例を次のとおり掲げた。

公開になじまない事務又は事業に関する情報

大分類	小分類	例示及び説明
公開することにより、事務又は事業の公正かつ円滑な執行を著しく困難にするおそれのあるもの	公開することにより、当該事務又は事業を実施する目的が失われるおそれのあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施前の試験問題・採点基準、実施前の入札予定価格など
公正かつ円滑な執行を著しく困難にするおそれのあるもの	公開することにより、市の権利行使が損なわれるおそれのあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訴訟その他争訟事案に係る市の処理方針・弁護士との打合せの内容・準備書面等に関する情報など
公正かつ円滑な執行を著しく困難にするおそれのあるもの	公開することにより、経費が著しく増大し、又は当該事務又は事業の実施時期が大幅に遅れるおそれのあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の購入に係る計画の内容・土地の所在・交渉の相手方・交渉の方針等に関する情報、買収・売却予定地の市内部での評価額等に関する情報、購入予定品目及び数量・市内部での見積り等に関する情報、用地買収・損失補償等に係る交渉等対外的交渉に係る市の方針等に関する情報など
公正かつ円滑な執行を著しく困難にするおそれのあるもの	その他公開することにより、当該事務又は事業の公正かつ円滑な執行を著しく困難にするおそれのあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査・監督等の計画に関する情報（実施日時・対象地区・検査項目・検査方法等） ・ 労務関係情報・人事情報等のうち、これに当たるもの
公正かつ円滑な執行を著しく困難にするおそれのあるもの	事務又は事業の実施の基準等に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の公正かつ円滑な執行を著しく困難にするおそれのあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積算歩掛・積算単価等入札予定価格の算定の基礎となる資料等のうち、これに当たるもの ・ 行政処分等に係る内部基準等のうち、これに当たるもの ・ 損害賠償・損失補償等に係る額の算定基準（算定項目・計算式・単価等）等のうち、これに当たるもの
公正かつ円滑な執行を著しく困難にするおそれのあるもの	事務又は事業の実施の経過に関する情報であって、公開することにより、以後の同種の事務又は事業の公正かつ円滑な執行を著しく困難にするおそれのあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の試験問題等に関する情報で将来の試験の出題傾向が推定されるもの ・ 過去の契約締結等に関する情報で将来の入札予定価格等が推定されるもの ・ 過去の損害賠償・損失補償・用地買収等に係る交渉の経過・内容等のうち、これに当たるもの

第7条（情報の部分公開）

第7条 実施機関は、公開請求に係る情報の一部に非公開情報が記録されている場合において、当該情報から非公開情報が記録されている部分を容易にかつ、公開請求の趣旨を失わない程度に分離できるときは、その部分を除いて当該部分以外の部分を公開しなければならない。

2 公開請求に係る情報に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

〔趣旨〕

- 1 本条第1項は、公開請求に係る情報の一部に非公開情報が含まれている場合、当該情報の全部を非公開とするのではなく、非公開情報とその他の情報とを区分することができるときは、公開すべきことを定めたものである。
- 2 第2項は、個人に関する情報のうち個人識別性を理由とするものについては、当該個人識別性のある部分を除いて公開することが可能な場合があることから、そのような場合には、当該個人識別性のある部分を除いた部分を公開すべきことを定めたものである。

〔解釈〕

1 第1項関係

「容易に、かつ、公開請求の趣旨を失わない程度に分離できる」とは、過度の費用、時間等を要さずに非公開情報とその他の情報を分離できると及び非公開情報を除いた残りの部分がそれ自体としては、無意味な文字、数字とにならない程度をいう。

ただし、具体的な決定では、実施機関と公開請求者との見解が異なることがあり得るので「無意味」であることが明らかな場合以外は、部分公開を行う取扱いが望ましい。

なお、電磁的記録の場合については、非公開情報とその他の情報の区分自体は容易であっても両者を分離して非公開情報だけを除くことが技術的に困難な場合があるのでそのような場合には、部分公開の義務がないと解するべきである。

2 第2項関係

個人に関する情報のうち特定の個人を識別することができる情報であっても、当該特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除いて公開

した場合には、当該個人の権利利益を害することとならないものがあり、これを非公開とする意義は乏しい。

したがって、このような「個人に関する情報」は、「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分」を除いた部分は、第6条第1号の情報に含まれないものとみなすことにより、第1項の規定によって部分公開を行うこととしたものである。

〔運用〕

1 第1項関係

部分公開を行うか否かは、情報の公開を求める市民の権利に係る問題であるので、公開を求める趣旨を十分考慮し、慎重に対応するものとする。

2 「公開を求める趣旨」については、請求書に記載された「情報の件名又は内容」に基づき、請求者の立場に立って判断するものとする。

3 部分公開の方法は、概ね次のとおりである。

① 公開部分と非公開部分とが別ページに記載されている場合は、非公開部分を取り外して公開するものとする。

② とじ方により取り外すことができないときは、非公開とする部分を覆うか又は公開する部分を複製したものをもって公開するものとする。

③ 公開部分と非公開部分とが同一ページに記載されている場合は、非公開部分を覆って複製するか、あるいは、該当するページの全部を複製したうえで、非公開部分をマジック等により黒く塗りつぶし、それを再度複製したものを公開するものとする。

④ 録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録については、例えば、複数の人の発言が同時に録音されているが、そのうち一部の発言内容のみに非公開情報が含まれている場合や、録画されている映像中に非公開情報が含まれている場合などでは、非公開情報部分のみを除去することが容易でないことがある。このような場合には、容易に区分して除くことができる範囲で、公開すべき部分を決定することになる。

⑤ 電磁的記録について、非公開部分と公開部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができない場合」に該当する。

⑥ 個人の未発表の研究論文、研究計画等の財産権に関する情報や、カルテ、反省文等個人の人格と密接に関連する情報は、特定の個人を識別することができる部分を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、部分開示することにはならない。

第8条（公益上の理由による裁量的公開）

第8条 実施機関は、公開請求に係る情報に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該情報を公開することができる。

〔趣 旨〕

本条は、第6条各号に定める非公開情報が基本的には公開できないものであるが、個々の事案における特殊な事情によっては、実施機関の高度な行政的判断により裁量的に公開することができることを定めたものである。

〔解 釈〕

- 1 「公益上特に必要があると認めるとき」とは、非公開情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合をいう。なお、「公益」については、個々の事案ごとに異なるため事案に応じて判断することとなる。
- 2 条例第6条第2号（法令等の規定により明かに公開することができないとされている情報及び各大臣等から法律の規定に基づいて公開しないよう指示のあった情報）については、法令等の規定により公開を禁止されている情報を実施機関の裁量で公開することはできないことから本条に該当しない。
- 3 具体例として次のようなものが挙げられる。
市内での食中毒発生時における施設と事件の概要

〔運 用〕

- 1 本条を適用して第三者情報を公開しようとする場合は、第14条第2項第2号（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）の規定により、当該第三者に対し意見書提出の機会を付与しなければならない。
- 2 本条は、実施機関が高度な行政的判断をした場合に限り、適用することになるので、本条を適用しようとする場合は、所管課長の専決により処理することは認められず、実施機関の長の決裁によるものとする。

第9条（情報の存否に関する情報）

第9条 公開請求に対し、当該公開請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

〔趣 旨〕

本条は、公開請求に対して、例外的に情報の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができる場合があることを明らかにしたものである。

〔解 釈〕

1 公開請求に対しては、当該公開請求に係る情報の存否を明らかにして公開又は非公開の決定をすべきであるが、本条は、例外的に情報の存否を明らかにしないで公開請求を拒否すること（存否応答拒否）ができる場合について規定したものである。

2 「当該公開請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」とは、公開請求に係る情報が存在しているかどうかを明らかにすることによって、第6条の非公開情報の規定により保護しようとしている利益が損なわれる場合をいう。

具体的には、次のような例が挙げられる。

① 特定の個人又は法人の限定された事実、予定等に係る情報を公開請求された場合

ア 特定の個人の病歴に関する情報（第6条第1号個人に関する情報に該当）

イ 特定の個人の虐待やドメスティック・バイオレンス（DV）に関する情報（第6条第1号個人に関する情報に該当）

ウ 当該児童の学齢簿の存在（第6条第1号個人に関する情報に該当）

エ 特定の児童のいじめに関する情報（第6条第1号個人に関する情報に該当）

② 特定の事実、予定等を探索する目的をもって、情報の有無と公開請求に含まれる情報が結合することにより当該目的が達成されるように公開請求された場合

ア 犯罪の内偵調査に関する情報

イ 特定分野に限定して試験問題の出題予定に関する情報（第6条第6号事務又は事業の執行に関する情報）

ウ 特定企業に対する検査の予定に関する情報（第6条第3号法人その他の団体に関する情報、第6号事務又は事業の執行に関する情報）

〔運 用〕

- 1 本条は、例外的な取扱いであるので、その適用に当たっては、厳格に判断しなければならず、仮に濫用されることがあれば、市民との信頼関係が大きく損なわれ、本条例の目的に反する結果となるものである。
- 2 存否を明らかにしないで拒否することが必要な種類の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、情報が存在しない場合に不存在と答えて、情報が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、公開請求者に当該情報の存在を推測させることになるので、存否応答拒否の取扱いには十分注意すること。
- 3 公開請求者に対する存否応答拒否の決定は、行政処分であるため、行政不服審査法に基づく不服申立てを行うことが可能である。
- 4 本条を適用して、公開請求を拒否する場合は、公開請求者に対して、情報公開非公開決定通知書（様式第4号）により通知し、「公開しない理由」欄に次のように記載する。

例一公開請求された情報については、当該情報の存否を答えること自体が個人等の権利利益を侵害することとなり、八潮市情報公開条例第6条第1号に該当する非公開とすべき情報を公開することとなるので存否を答えることはできません。

- 5 第18条による情報の任意的な公開に対する決定通知（様式第14号）についても上記と同様とする。

第10条（公開請求に対する決定等）

第10条 実施機関は、公開請求に係る情報の全部又は一部を公開するとき
は、その旨の決定をし、公開請求者に対し、当該決定の内容を書面により通
知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る情報の全部を公開しないとき（前条の規定に
より公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る情報を保有していないとき
を含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書
面により通知しなければならない。

〔趣 旨〕

本条は、情報の公開請求に対する公開の可否の決定（当該情報が不存在の場
合を含む。）に係る手続について定めたものである。

〔解 釈〕

1 第1項関係

- (1) 本項は、公開請求に対する情報の公開の可否の決定をしたときは、請求
者に対してその内容を速やかに通知すべきことを実施機関に義務づけたも
のである。
- (2) 公開の可否の決定通知は、施行規則第3条で定める情報公開決定通知書
（様式第2号）、情報部分公開決定通知書（様式第3号）及び情報非公開
決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

2 第2項関係

- (1) 「公開をしない旨の決定をし、」とは、公開請求者に対し、当該情報の
全部を公開しないときだけでなく、請求された情報の一部を公開しない場
合、情報の存否の応答を拒否する場合及び公開請求に係る情報が不存在の
場合も含み、いずれも請求者に対する不利益処分となるものであることか
ら、（情報部分公開決定通知書及び情報非公開決定通知書）に公開するこ
とができない理由を明らかにすべきことを実施機関に義務づけたものであ
る。
- (2) 上記通知書に記載する公開することができない理由については、単に「
条例第6条第○号に該当」だけでは不十分であり、より具体的に分かりや
すく記載するものとする。具体例として、次のようなものが挙げられる。
ア 情報の存否応答拒否の場合
公開請求された情報については、当該情報の存否を答えること自体が
個人等の権利利益を侵害することとなり、八潮市情報公開条例第6条第
1号に該当する非公開とすべき情報を公開することとなるので、存否を
答えることはできません。
イ 情報が不存在の場合
a もともと不存在の場合

- ・該当する行政活動を行っておらず、情報を作成していないため。
- ・当該情報は、作成しない慣行となっており、存在しないため。
- b 保存年限経過により廃棄した場合
 - ・当該情報は、保存年限を経過したことにより廃棄済みであり、現在、保有していないため。
- c その他の場合
 - ・当該事項に係る理由を記入する。

〔運用〕

1 情報の公開の可否の決定者

請求に対する情報の公開の可否の決定は、それぞれの実施機関が行うものであるが、具体的な決定（専決）者は、それぞれの実施機関の事務決裁規程等の定めるところによる。

市長部局にあつては、八潮市事務決裁規程により、情報の公開の可否の決定は、課長の共通専決事項とされているため、所管課長が決定（専決）者となるものである。しかし、この決裁区分は原則的なものであり、事務決裁規程第11条（専決事項の制限）「特命事項、重要又は異例と認められる事項、新規な事項若しくは規定の解釈上疑義があるものは、上司の決裁を受けなければならない。」と定められていることに留意する必要がある。

2 情報の公開の可否の決定に係る事務

情報公開の総合窓口（総務課）から送付された「情報公開請求書」に基づいて行う情報の公開の可否の決定に係る事務は、おおむね次に掲げる手順により行うものとする。

(1) 請求書を受理してからの事務処理

受理された請求書が送付されてからの所管課等における事務の内容は、おおむね次のとおりである。

- ア 請求書の内容の確認及び公開請求に係る情報を取り出すこと。なお、総務課に引き継ぎを行った情報については、所定の手続により貸出しを受ける。
- イ 公開請求に係る情報の内容を確認し、及び審査し、非公開情報に該当するかどうかの検討を行うこと。
- ウ 公開請求に対する可否の決定を起案書により行うこと。なお、当該情報が他の所管課等に関係している場合は、必要に応じて協議するとともに、決裁に当たっては合議をするものとする。

(2) 可否決定の事務処理

公開請求に対する可否の決定に係る事務は、当該情報を作成し、又は取得した所管課等において行うものとし、当該決定に係る決裁区分は、事務決裁規程の定めるところにより課長の専決となる。なお、決裁に当たっては、前記1のとおりである。

(3) 可否決定に当たっての留意事項

公開請求に対する情報公開の可否の決定は、非公開情報等に該当するかどうかの判断により行うものであるが、非公開決定に当たっては、当該決定に対する不服申立て（審査請求）及び訴訟の提起も予想されることから、特に慎重な検討をするとともに非公開情報と判断した理由を明確にしておくこと。

第 11 条（公開決定等の期限）

第 11 条 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から 15 日以内にしなければならない。ただし、第 5 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開請求があった日から 60 日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、速やかに当該延長の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

〔趣 旨〕

本条は、公開又は非公開の決定を行うべき原則的期間、正当な理由がある場合の延長可能な期間等について定めたものである。

〔解 釈〕

1 第 1 項関係

(1) 本項は、公開請求に対する情報の公開の可否の決定は迅速に行われることが望ましいことから、実施機関に対し、公開請求のあった日から 15 日以内に当該請求に対する情報の公開の可否の決定を行うことを義務づけたものである。

なお、15 日目が市の休日（八潮市の休日を定める条例第 1 条）に当たるときは、市の休日の翌日をもってその期限とする。

(2) 「公開請求のあった日」とは、情報公開の総合窓口（総務課）において公開請求者から、第 5 条に規定する必要な事項が記載された公開請求書を受理した日をいう。

(3) 「公開請求があった日から 15 日以内」とは、初日を算入し、15 日目が期間の満了日となることをいう。

(4) 「当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない」とは、第 5 条第 2 項の規定に基づき実施機関が補正を求めた場合は、補正に要した日数は期間に算入しないことを定めたものである。

2 第 2 項関係

(1) 「事務処理上の困難その他正当な理由により」とは、実施機関が公開決定等をするよう努力しても、公開請求書を受理した日から 15 日以内に当該公開決定等を行うことができないことについて合理的な理由があるときをいう。

具体的には、次のような場合が挙げられる。

- ア 公開請求があった情報に第三者に関する情報が記録されている場合であって、第14条第1項又は第2項の規定により第三者から意見の聴取を行う必要がある場合
 - イ 請求があった情報が大量である場合、又はその内容が複雑で公開決定等の判断が困難な場合
 - ウ 天災等の発生又は予測し難い突発的な事務の増大があった場合
 - エ 年末年始等の執務を行わない日を含むなど合理的な理由がある場合
- (2) 「公開請求があった日から60日を限度として、その期間を延長することができる」とは、正当な理由により、公開請求があった日から起算して15日以内に情報の公開・非公開を決定することができない場合は、その期間の満了する日の翌日から起算して最高60日を限度として、決定期間を延長することができることとしたものである。
- (3) 「速やかに」とは、できるだけ速くという意味であるが、原則的には公開請求があった日から15日以内に通知することとする。
- (4) 「延長の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない」とは、決定期間を延長する場合は、延長する期間及び延長の理由を実施機関の規則で定める情報公開決定等期間延長通知書(様式第5号)により行うものとする。

[運用]

1 情報公開決定等期間延長通知書(様式第5号)の留意点

- (1) 「延長する理由」欄には、当該理由を具体的に記載するものとする。
(延長する理由の具体例)
- ア 対象文書が大量であり、八潮市情報公開条例第11条第1項に定める期間内に公開決定等を行うことが困難なため
 - イ 公開・非公開の決定に慎重な判断を要するため、八潮市情報公開条例第11条第1項に定める期間内に公開決定等を行うことが困難なため
 - ウ 天災等の発生、予測し難い突発的な業務の増大等のため、八潮市情報公開条例第11条第1項に定める期間内に公開決定等を行うことが困難なため
- (2) 延長の期間
- ア 「延長前の期間」欄は、公開請求があった日から15日目に当たる期日を終期として記載する。
 - イ 「延長後の期日」欄は、公開請求があった日と公開決定等ができる日を記載する。(公開請求があった日から60日以内)
- (3) 延長後の処理
- ア 本条の規定による「期間延長」を行った後、更に12条による「期間の特例延長」を適用することはしないものとする。
 - イ 各実施機関は、本条の規定により、情報公開決定等期間延長通知書を請求者に通知した際は、当該通知書の写しを総務課に送付する。

第12条（公開決定等の期限の特例）

第12条 公開請求に係る情報が著しく大量であるため、公開請求があった日から60日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る情報のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの情報については相当の期間内に公開決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの情報について公開決定等をする期限

〔趣 旨〕

本条は、公開請求に係る情報が著しく大量な場合に、これを処理することにより事務の遂行が著しく停滞することを防ぐ観点から、公開決定等の期限の特例を定めたものである。

〔解 釈〕

1 「著しく大量である」とは、一律に定義するのは困難であるが、公開請求に係る情報の物理的な量、情報量のほか、公開請求を処理する組織の事務処理体制等を総合的に勘案して、個々の事案ごとに判断することになる。

2 「相当の部分」とは、通常事務の遂行に支障を生じることなく、60日以内に公開決定等を行うことができる分量を意味する。

3 「相当の期間」とは、公開請求を処理する実施機関が通常事務の遂行に著しい支障を生じることなく、残りの情報について公開決定等を行うことができる期間をいう。

「相当の部分」及び「相当の期間」は、公開請求を処理する実施機関の実態に応じて個々に判断されるものであるが「相当な部分」は、できるだけまとまりのある単位とする。

（例示）

- ア 「平成13年度の食糧費関係の情報のうち企画部及び総務部の分」
- イ 「平成13年度の〇〇申請書のうち4月から9月の申請分」

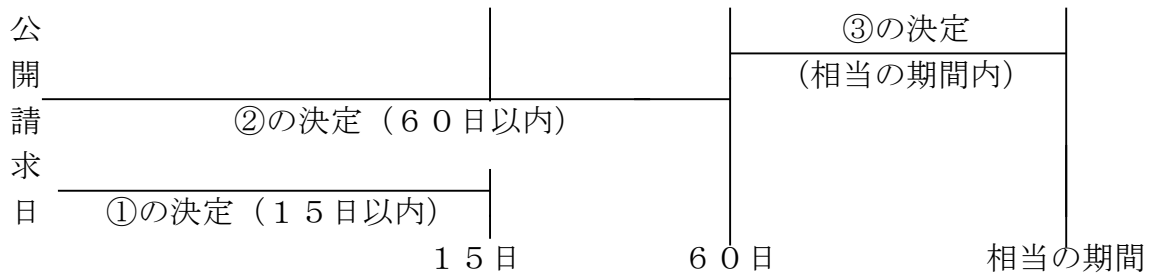
4 本条の通知は、公開請求のあった日から15日以内に行わなければならない。

5 本条に規定する通知は、情報公開決定等期間特例延長通知書（様式第6号）により行うものとする。

〔運用〕

1 本条を適用する場合の手続

- ① 15日以内に本条を適用することの決定をし、公開請求者に通知する。
- ② 公開請求に係る情報の相当の部分については、60日以内に公開決定等を行う。
- ③ 相当の期間内に残りの情報の公開決定等を行う。



2 情報公開決定等期間特例延長通知書（様式第6号）の留意点

- (1) 「条例第12条第1項を適用する理由」欄には、延長する理由を具体的に記載するものとする。
- (2) 「当該情報の相当な部分について公開決定等を行う期限」欄には、公開請求に係る当該情報について相当の部分について公開決定等を行う期限として、公開請求があった日から60日以内の期日を指定して記載する。
- (3) 「残りの情報について公開決定等をする期限」欄には、上記(2)により、「公開請求に係る情報のうち相当な部分について公開決定等を行う期間」に残りの情報の公開決定等をするのに必要最小限と認められる期間を加えた日を期限として記載する。
- (4) 注意点
 - ア 各実施機関（市長を除く。）は、本条を適用しようとする場合、総務課長に合議するものとする。
 - イ 各実施機関（市長を除く。）は、本条の規定により、情報公開決定期間延長通知書を請求者に通知した際は、当該通知書の写しを総務課に送付する。

第13条（事案の移送）

第13条 実施機関は、公開請求に係る情報が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において公開決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、その実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、公開請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第10条第1項の決定（以下「公開決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、公開の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。

〔趣旨〕

本条は、公開請求に係る情報が他の実施機関により作成されたものであるときや当該情報に他の実施機関の事務に密接な関連を有する情報が記録されているときなど、当該他の実施機関が判断した方が迅速かつ適切に判断し得ると考えられる場合、事案を移送することができることを定めたものである。

〔解釈〕

1 第1項関係

- (1) 「当該他の実施機関と協議の上」とは、公開請求を受けた実施機関と移送先として予定されている他の実施機関との協議が整ったことをいい、当該協議が不調に終わった場合は、移送は認められないものである。
- (2) 事案の移送により、公開請求者の利益が損なわれないよう、事案が移送された場合の公開決定等の期間は、移送をした実施機関が公開請求書を受理した日から起算する。
- (3) 本項に規定する通知は、情報公開請求事案移送通知書（様式第7号）により行うものとする。

2 第2項関係

本項では、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなされるので、例えば、移送前にした補正の求めは、移送を受けた実施機関がしたものとみなされる。

3 第3項関係

本項の後段は、例えば、移送を受けた実施機関が当該情報を保有していない場合などに情報の貸与等を行うことを定めたものである。

- 4 本条は、実施機関相互での移送について規定するものである。したがって、実施機関内部では、公開請求の対象となっている情報の作成及び管理の事務を所掌する機関が、公開決定等を行うことが原則である。

〔運用〕

1 事案の移送の決定等

実施機関は、他の実施機関との協議が整ったときは、速やかに事案の移送を決定し、移送先の実施機関に対し、事案を移送する旨の「情報公開請求事案移送書」及び当該事案に係る請求書を送付するとともに公開請求者に情報公開請求事案移送通知書（様式第7号）により通知する。

この場合、情報公開請求事案移送通知書の写しを総務課に送付する。

2 事案の移送を受けた場合

他の実施機関から事案の移送を受けた場合は、下記3のとおり当該事案に係る公開決定の期間に留意し、請求者の利益を損なうことのないよう事務処理を行う。また、移送した実施機関との連絡を密にし、公開の実施についての必要な協力を求める。この場合、移送した実施機関は、当該事務処理に必要な協力（情報の貸与等）をしなければならない。

3 事案の移送の留意事項

事案の移送は、市内部の問題であり、移送した実施機関が移送の前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなされること、また、公開決定等の期間は、移送をした実施機関が公開請求を受けた日から起算されることに留意する。

*実施機関内部におけるものは、担当課（室）等へ速やかに転送すること。

第14条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

- 第14条 公開請求に係る情報に国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- (1) 第三者に関する情報が記録されている情報を公開しようとする場合であって当該情報が第6条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が記録されている情報を第8条の規定により公開しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

〔趣 旨〕

本条は、公開請求に係る情報に第三者に関する情報が記録されている場合の当該第三者の権利利益の保護を図る観点から、当該第三者に対する意見書提出の機会の付与及び第三者による争訟の機会の確保について定めたものである。

〔解 釈〕

1 第1項関係

- (1) 本項は、第三者に対する任意的意見聴取について定めたもので、公開請求に係る情報に第三者に関する情報が記録されているときは、必要に応じて当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることによって公開決定等をするに当たっての参考にしようとする趣旨である。したがって、実施機関に対して、第三者に意見書を提出する機会を与えることを義務づけるものではなく、また、意見書を提出した第三者に対して公開決定等についての同意権を与えるものではない。
- (2) 「国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人」については、意見照会の対象から除いているが、これは事前の意見聴取の必要性

自体を否定しているわけではなく、必要に応じて意見を聴くことを予定している。

- (3) 「第三者」とは、個人、法人、権利能力なき社団をいう。
- (4) 本項に規定する通知は、情報公開決定等に係る任意意見照会書（様式第8号）により行うものとする。
- (5) 本項に規定する「意見書」とは、第三者の意思表示は書面によることを要することを示すものである。

2 第2項関係

- (1) 本項は、第三者に対する必要的意見聴取について定めたもので、公開請求に係る情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、第6条第3号ただし書又は第8条によって公開しようとする場合、関係者の利益との調整の必要性が認められるもので、当該第三者に意見書提出の機会を付与することを実施機関に義務付けたものである。
- (2) 本項に規定する通知は、情報公開決定等に係る意見照会書（様式第9号）により行うものとする。
- (3) 本項に規定する「意見書」とは、第三者の意思表示は書面によることを要することを示すものであり、その提出は、情報公開決定等に係る意見照会書（様式第9号別紙）により行うものとする。
- (4) 「第三者の所在が判明しない場合」とは、合理的な調査を行った上でも、第三者の所在が判明しない場合をいう。

3 第3項関係

- (1) 本項は、第1項又は第2項の規定により意見書提出の機会を与えられた第三者が公開に反対の意見書を提出した場合において、実施機関が公開決定をするときは、当該第三者のための争訟の機会を確保するために、公開決定と公開の実施との間に一定の期間を置くこととしたものである。したがって、第三者が公開に反対しない場合又は反対の意思が意見書上明らかではない場合は、本項に該当しない。
- (2) 「少なくとも2週間を置かなければならない」とは、一旦公開を実施すれば、第三者の権利利益が害されることがあったとしても、それを回復することは困難であることから、反対意見を提出した第三者に争訟の機会を保証するための期間を設けることを実施機関に義務付けたものである。
- (3) 「公開決定後直ちに」とは、公開決定後即日であることをいう。
- (4) 本項に規定する通知は、情報公開決定等に係る通知書（様式第10号）により行うものとする。

[運用]

1 意見書提出の機会の付与

条例第14条第1項は、任意的意見聴取を規定し、同条第2項は、必要的意見聴取を規定している。

実施機関は、公開請求に係る情報に第三者（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び請求者以外）に関する情報が記録されているときは、必要（同条第1項に該当するか、又は第2項に該当するか）に応じ、当該第三者に対し、当該第三者に関する情報が記録されている情報について公開請求があった旨を情報公開決定等に係る任意意見照会書（様式第8号）又は情報公開決定等に係る意見照会書（様式第9号）により通知し、情報公開決定等に係る意見書（様式第9号別紙）を提出する機会を与えることができる。（又は、与えなければならない。）

また、第三者に情報の公開に係る意見書を提出する機会を与えた場合、公開決定等を考慮してその期限を当該意見照会書に明記する。

2 第三者への通知

実施機関は、第三者から公開に反対の意思を表示した意見書が提出された場合において、当該情報の全部又は一部を公開する旨の決定をしたときは、当該第三者に対し、情報公開決定等に係る通知書（様式第10号）により、その旨を通知する。

3 反対する旨の意見書を第三者が提出した場合の留意点

第三者が当該情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、全部又は一部を公開する旨の決定を行うときは、当該第三者が情報の公開決定の取消しを求める争訟を提起し、公開の執行停止を申し立てるなどの期間を保障するために、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならないことに留意する。

また、通知する際に、当該公開決定に不服がある場合は、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間は置いているので、この期間中に当該公開決定に対する救済（実施機関に対して異議申立て及び公開の執行停止の申立て又は裁判所に対して公開決定の取消しを求める訴訟の提起及び公開の執行停止の申立て等。）を求めることができる旨を説明するとともに、情報公開決定に係る通知書（様式第10号）の「備考」欄に下記のような内容を記載する。

<p>例一 当該情報の公開は、 年 月 日に実施する予定です。実施予定日までに当該公開決定に対する救済措置を講じないときは、当該情報は公開請求者に公開されます。当該公開決定に不服がある場合は、実施機関に対して審査請求及び公開の執行停止の申立て又は裁判所に対して公開決定の取消しを求める訴訟の提起及び公開の執行停止を申し立てるなどの救済措置を公開予定日までに講じる必要があります。</p>

4 通知書等の写しの提出

情報公開決定等に係る任意意見照会書（様式第8号）及び情報公開決定等に係る意見照会書（様式第9号）により照会を行い、情報公開決定等に係る意見書（様式第9号別紙）の回答があり、情報公開決定等に係る通知書（様式第10号）により公開決定を通知したときは、実施機関は、これらの写しを総務課に送付する。

第15条（情報の公開の実施及び方法）

第15条 情報の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴、閲覧又は写しの交付（マイクロフィルムに限る。）により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関で定める方法により行う。ただし、視聴又は閲覧の方法による情報の公開にあっては、実施機関は、当該情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 公開決定に基づき情報の公開を受けるものは、実施機関で定めるところにより、当該公開決定をした実施機関に対し、その求める公開の実施の方法その他の実施機関で定める事項を申し出なければならない。ただし、公開請求書に変更のないものは、この限りでない。

3 前項本文の規定による申出は、第10条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

〔趣 旨〕

本条は、情報の公開を決定した場合の公開の実施とその方法について定めたものである。

〔解 釈〕

1 第1項関係

(1) 閲覧の方法

閲覧は、専用機器（テープレコーダー、ビデオデッキ、映写機等。以下同じ。）を用いずに情報の原本若しくはその写し又は情報のうち電磁的記録にあっては印刷物として出力したものに記録された情報を知覚させることにより行うものとする。

(2) 写しの交付の方法

ア 文書、図画又は写真にあっては、それらの写しを複写機により作成し、これを交付する。

イ 電磁的記録にあっては、原則として印刷物として出力したものを交付する。ただし、フロッピーディスク、ビデオテープ、光ディスク、録音テープ等の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、その方法によることができる。

(3) 視聴の方法

視聴とは、専用機器を用いずには知覚できない情報に記録された情報を、専用機器を用いて知覚することをいう。

視聴は、その記録媒体の性格に応じて、情報を知覚するために用いる専用機器の通常の用法により行うものとする。

- (4) 「その他正当な理由があるとき」とは、非公開部分と公開部分とが同一に記録されている場合、台帳等のように常時業務に使用しているために原本で閲覧若しくは視聴をさせると日常業務に支障を生ずる場合などをいう。

2 第2項関係

本項は、公開の実施の請求について定めたものである。公開の方法や公開の日時などは、第10条第1項の情報公開決定通知書又は情報部分公開決定通知書において通知している。

しかし、当該決定通知書の通知後、公開の方法について、請求者から変更の要請があった場合は、当該決定通知書の公開の方法の欄にある事項から1つを選択し、それを情報公開実施方法変更申請書（様式第11号）に記入の上、公開の決定をした実施機関へ提出を求めるのである。

なお、公開の日時の変更については、請求者は、施行規則第10条に基づき、情報公開日時変更通知書（様式第12条）を提出し、実施機関は、正当な理由があると認めた場合は、当該公開の日時の変更を認めるものとする。

3 第3項関係

「30日以内」としたのは、迅速に公開の実施を行うべきとの判断によるものである。

〔運用〕

1 公開の実施の方法

- (1) 情報の公開は、次に掲げる方法とし、公開請求者の求める方法によるものとする。（ただし、公開の実施が可能な範囲に限る。）
- ア 文書又は図画の場合
閲覧又は写しの交付
 - イ 電磁的記録の場合
 - (ア) 用紙に出力したものの閲覧
 - (イ) 用紙に出力したものの交付
 - (ウ) 専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴
 - (エ) 電磁的記録媒体に複製したものの交付
- (2) 情報の公開の実施は、原則として、原本により行うものであるが、直接に閲覧、聴取又は視聴に供することにより、当該情報の保存に支障を及ぼすおそれ（破損され、又は汚損されるおそれ）があるときは、原本を複製したもの又はその写しにより行うことができる。
- (3) 文書、図画の公開
- ア 文書、図画（マイクロフィルム、写真フィルム、スライドを除く。）の公開

(ア) 原則として、当該文書、図画の閲覧又は当該文書、図画を複写機により縮小・拡大することなく複写したものを交付することにより行う。

(イ) 両面に印刷されたものについては、1 ページごとに写しを作成するものとする。(片面印刷とする。)

イ マイクロフィルムの公開

(ア) 閲覧は、当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの又は用紙に印刷したものにより行う。

(イ) 写しの交付は、当該マイクロフィルムを用紙に印刷したものを交付することにより行う。この場合、用紙への印刷は業者に委託するものとする。

ウ 写真のフィルムの公開

(ア) 閲覧は、当該写真フィルムのネガにより行う。

(イ) 写しの交付は、当該写真フィルムを印画紙に印画したものを交付することにより行う。この場合、印画紙への印画は業者に委託するものとする。

エ スライド(音声を記録したものを除く。)の公開

(ア) 閲覧は、当該スライドを専用機器により映写したものにより行う。

(イ) 写しの交付は、当該スライドを印画紙に印画したものを交付することにより行う。この場合、印画紙への印画は業者に委託するものとする。

(4) 電磁的記録

ア 電磁的記録(録音テープ及びビデオテープ等を除く。)の公開

原則として、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は印刷物として出力したものの交付により行うものとする。

* なお、当該電磁的記録をディスプレイに出力したものの閲覧、視聴又はフロッピーディスク等の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該視聴又は当該複写したものの交付により公開することができる。

フロッピーディスク等の電磁的記録媒体を複写したものを交付する場合のファイル形式は、原則として変換しないものとする。

イ 録音テープ及びビデオテープ等の公開

(ア) 録音テープ、録音ディスク(CD)、ビデオテープ、ビデオディスク(DVD)等に音声又は動画として記録されていて、印刷物として出力できないものは、当該専用機により再生したものの聴取又は視聴により行うものとする。

(イ) 写しの交付は、録音テープ又は録音ディスクにあっては録音カセットテープに、ビデオテープ又はビデオディスクにあってはビデオカセットテープ(VHS方式に限る。)に複写したものにより

行うものとする。この場合、録音カセットテープ又はビデオカセットテープへの複写は、業者に委託するものとする。

ウ スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における公開

当該スライド及び当該録音テープを専用機により再生したものの視聴又は当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープ（VHS方式に限る。）に複写したものの交付により行うものとする。この場合、ビデオカセットテープへの複写は、業者に委託するものとする。

同一の媒体中に非公開情報が含まれている場合、これを容易に分離することが技術的に困難であるから、当分の間は公開しないものとする。

- (5) 公開請求者が情報の写しの交付又は視聴を求めた場合において、写しを交付し、又は聴取、視聴をさせることが困難であるときは、他の公開の実施の方法により公開することができる。
- (6) 公開に必要と認められる限度において著作物を利用することができる場合であって、複製物を他の目的で利用するなど著作権法により認められていないものについては、写しの交付ができないので注意すること。

2 写しの交付等に要する費用等

- (1) 情報の写しの交付部数は、当該請求があった情報1件につき1部とする。（施行規則第11条）
- (2) 紙媒体による情報の写しの交付による費用は、A4判1枚につき10円とする。A4判より大きい場合にあつてはA4判に換算するものとする。（施行規則第12条）ただし、外部に委託しなければ複写等ができないものについては、実費相当額とする。（施行規則第12条第1項ただし書）
- (3) 電磁的記録の写しの交付に要する費用は実費相当額とする。（施行規則第12条第2項）
- (4) 情報の写しの送付に要する費用は、郵送料金の額とする。（施行規則第12条第3項）
- (5) 情報の公開において、公開請求者が当該情報の改ざん、汚損、破損等の行為をしようとし、又はそのおそれのある場合には、職員は速やかに閲覧を中止させることができる。（施行規則第13条）

第16条（他の制度との調整）

第16条 実施機関は、法令等の規定により、何人にも公開請求に係る情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該情報については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 この条例は、市の図書館その他これに類する市の施設において、市民の利用に供することを目的として管理している情報については、適用しない。

〔趣 旨〕

本条は、他の法令等の規定により、情報の閲覧等の手続きが定められている場合における条例と他の法令等の規定との調整を定めたものである。

〔解 釈〕

1 第1項関係

(1) 本項は、この条例の対象となる情報であっても、他の法令等の規定に何人にも情報を同一の方法で公開することが定められている場合には、情報公開請求による公開の実施は行わないものとする。

(2) 「ただし書」について

法令等の規定の中に「正当な理由がなければ」何人にも閲覧等をさせる旨の規定がある場合は、情報公開請求があれば情報公開の条例の非公開情報を勘案して公開の実施を行っていくものである。

(3) 他の法令等の規定が閲覧等の期間、対象者、方法又は閲覧等ができる情報の範囲等を限定して定めている場合において、他の法令等の規定が直接定めていない事項については、この条例の定めるところによる。

2 第2項関係

(1) 本項は縦覧も閲覧と見なすことを定めたものである。

(2) 閲覧と縦覧の違いについて

閲覧・・・申出を待つて利害関係者又は請求者に調べてみる機会を与えることをいう。

縦覧・・・自由に見ることができることをいう。

3 第3項関係

(1) 本項は、図書館その他これに類する施設において市民の利用に供することを目的として管理している情報については、この条例による情報の公開

になじまないものであることから、この条例は適用しないこととしたものである。

- (2) 「図書館その他これに類する市の施設」に該当するものとしては、図書館、資料館、公民館、コミュニティーセンター、生涯学習館、メセナ、老人福祉センターなどがある。

〔運用〕

他の法令等による規定例

1 閲覧等の方法を定めているもの

(1) 閲覧

閲覧できるもの	根拠法令
住民基本台帳	住民基本台帳法第11条、第11条の2
建築計画概要書	建築基準法第93条の2
都市公園台帳	都市公園法第17条
道路台帳	道路法第28条
公共下水道台帳、都市下水路台帳	下水道法第23条、第31条
公示に係る事項を記載した書面等	地価公示法第7条

(2) 縦覧

縦覧できるもの	根拠法令
都市計画の総括図、計画図及び計画書	都市計画法第20条
道路の区域決定及び供用開始等の表示図面	道路法第18条
道路の認定又は廃止若しくは変更の関係図面	道路法施行規則第1条

2 対象者を限定しているもの

閲覧等を行うことができる者が定められている場合は、その者については本条例は適用されないが、それ以外の者については本条例が適用される。

閲覧・縦覧ができるもの	右の法令に基づき請求できる期間	根拠法令
戸籍届出書	利害関係人	戸籍法第48条第2項
土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿	固定資産税の納税者	地方税法第416条
選挙人名簿の抄本	選挙人	公職選挙法第28条の2、第28条の3
公害審査会の事件の記録	当事者	公害紛争処理法施行令第15条の3
関係簿書（規準、規約、定款又は施行規程並びに事業計画又は事業基本方針及び換地計画に関する図書等）	利害関係者	土地区画整理法第84条第2項

3 期間を制限しているもの

閲覧等を行うことができる期間が定められている場合は、当該期間内においては、本条例は適用されないが、当該機関以外においては本条例が適用される。

閲覧・縦覧ができるもの	右の法令に基づき請求できる期間	根拠法令
土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿	毎年4月1～20日または当該年度の最初の納期限の日のいずれか遅い日	地方税法第416条
都市計画案の縦覧	公告の日から2週間	都市計画法第17条第1項

4 情報の範囲を限定しているもの

情報の一部のみ閲覧等の手続きが定められている場合は、当該部分を除く部分については、本条例が適用される。

閲覧・縦覧ができるもの	右の法令に基づき請求できる期間	根拠法令
公職の候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書	領収書等の支出を証する書面の写し	公職選挙法第192条第4項

第17条（手数料等）

第17条 情報の公開に係る手数料は、次のとおりとする。

(1) 第4条各号に掲げるものが、第5条の規定に基づき請求をする場合 無料

(2) 第4条各号に掲げるものが、次条第2項の規定に基づき申出（第4条第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る情報の公開の申出に限る。）をする場合 無料

(3) 前2号に該当しない場合 300円

2 前項の手数料は、情報の公開の際、これを徴収する。

3 この条例の規定により情報の公開を受けるものは、規則で定めるところによりこれに要する費用を負担しなければならない。

〔趣旨〕

本条は、この条例の規定に基づく情報の公開に係る手数料及びその徴収時期等について定めたものである。

〔解釈〕

1 第1項関係

本項は、閲覧等に係る手数料について定めたものであり、第1号及び第2号においては、情報公開制度の趣旨に基づき無料とするものである。第3号においては、税の公平性及び市との利害関係等との観点から手数料の徴収を義務づけるものであり、公開請求1件につき、300円とする。

2 第2項関係

本項は、手数料の徴収時期を定めたものであるが、「公開の際」とは、閲覧の場合にあつては閲覧をするときをいい、写しの交付の場合にあつては写しを交付するときをいう。なお、その際に現金を領収し、それに対する領収書を発行するものとする。

3 第3項関係

紙媒体による情報の写しの交付に要する費用は、日本工業規格A列4番1枚につき10円とするが、黒色一色複写機により作成することができないもの及び電磁的記録の写しの交付に要する費用については、実費相当額とする。

〔運 用〕

1 写しの作成に要する実費及び写しの送付に要する実費

区分			金額
写しの作成に要する実費	複写機による写し	A 4判	黒一色刷り 1枚につき 10円
			カラー刷り 1枚につき 50円
	電磁的記録の用紙への出力	A 4判	黒一色刷り 1枚につき 10円
			カラー刷り 1枚につき 50円
	電磁的記録媒体による写し	電磁的記録媒体を持参した場合	無料
		上記以外の場合	実費相当分
郵送に要する実費	郵便による送付		郵便料金の額
	上記以外の方法による送付		実費相当額

※A 4判より大きい用紙による写しの交付の場合は、A 4判を基準として、A 4判が何枚分であるかにより金額を算出する。

(例) A 3判の場合は、A 4判が2枚分に換算できるので、黒一色の場合は実費が20円となる。

※用紙の両面に印刷された写しを作成する場合には、片面を1枚として計算する。

第18条（情報の任意的な公開）

第18条 実施機関は、第4条の規定により情報の公開を請求することができるもの以外のものから情報の公開の申出があった場合は、これに応ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、平成6年4月1日前に作成し、又は取得した情報の公開の申出があった場合には、これに応じるよう努めるものとする。

〔趣 旨〕

本条は、第4条に規定する請求権者以外のものから情報の閲覧又は写しの交付等の申出があった場合及びこの条例の施行の日前の情報について閲覧又は写しの交付の申出があった場合における実施機関の情報の公開の努力義務を定めたものである。

〔解 釈〕

1 第1項関係

- (1) 本項は、市が保有する情報に対する需要は必ずしも市民に限られるものではないことから、第4条に規定する請求権者以外のものから情報の閲覧又は写しの交付等の申出があった場合においても、実施機関はこれに対し誠意をもって応えるよう実施機関の努力義務を規定したものである。
- (2) 公開の申出をしたものの不服については、行政上の争訟の手段は適用がないものである。なお、非公開情報等については、公開の請求と同様の取扱いをするものである。
- (3) 情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から公開決定に反対する意見書の提出があったときは、当該情報の公開をしてはならない。

2 第2項関係

- (1) 本項は、改正前の八潮市公文書公開条例の施行の日前に作成し、又は取得した情報についても、その閲覧又は写しの交付の申出があった場合には、実施機関はこれに対し誠意をもって応えるよう実施機関の努力義務を規定したものである。
- (2) 本項の規定による申出としては、次の場合がある。
 - ア 第4条に規定する請求権者が、改正前の八潮市公文書公開条例の施行の日前に作成し、又は取得した情報の閲覧又は写しの交付を申出する場合
 - イ 第4条に規定する請求権者以外のものが、改正前の八潮市公文書公開条例の施行の日前に作成し、又は取得した情報の閲覧又は写しの交付を申出する場合

〔運 用〕

条例第4条（情報の公開を請求できるもの）に規定するもの以外からの情報の公開の申出は、条例において保障された情報の公開を求める権利の行使ではないが、実施機関はできる限りこの申出に応ずるように努め、当該事務処理については、次のとおりとする。

1 申出の方法及び回答の方法

- (1) 情報の任意的な公開の申出をしようとするものは、施行規則第14条第1項に定める情報任意公開申出書（様式第13号）を提出しなければならない。
- (2) 実施機関は、当該申出により情報の公開の可否の決定をしたときは、施行規則第14条第2項に定める情報任意公開回答書（様式第14号）により、申出をしたものに対し回答するものとする。

2 事案の移送に当たる場合

申出に対する事務処理は、請求に対するものに準じて行うものとする。

「情報公開請求事案移送通知書（様式第7号）の「請求」を「申出」に、「規定により」を「規定に準じ」に、「公開請求」を「公開申出」にそれぞれ訂正したものをを用いる。

3 第三者に関する情報がある場合

申出に係る情報に、第三者に関する情報が記録されている場合は、条例第14条の規定に準じて、第三者保護の手続きをとるものとする。

- (1) 「情報公開決定等に係る任意意見照会書（様式第8号）」及び「情報公開決定等に係る意見照会書（様式第9号）」の「公開請求」を「公開申出」に、それぞれ訂正したものをを用いる。

* 備考欄には、当該情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合は、当該情報の公開は行わない旨を付記する。

- (2) 上記の各意見照会書の別紙、「情報公開決定等に係る意見書」の「公開請求」を「公開申出」に訂正したものをを用いる。

第18条の2（審査請求をすべき実施機関）

第18条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求は、当該公開決定等又は公開請求に係る不作為等に係る実施機関に対してするものとする。

〔趣旨〕

本条は、条例第10条の規定による情報の公開決定等及び公開請求に係る不作為に対する審査請求について、審査請求先を定めたものである。

〔解釈〕

- 1 本条例でいう審査請求とは、条例第10条の規定により部分公開決定を行う場合、非公開決定を行う場合（公開請求に係る情報を保有していない場合を含む）、情報の存否応答を拒否する場合において、請求者が行政不服審査法に基づき実施機関に対して行うものである。
- 2 「公開請求に係る不作為」とは、条例第5条による公開請求の申請に対し、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、実施機関が公開決定等を行わないことをいう。不作為についての審査請求は、不作為が違法又は不当のみならず、当該申請を実施機関が請求のあった情報を公開するか否かの判断を問うものでもある。
- 3 「当該公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る実施機関」とは、公開決定等を行った実施機関、又は不作為に係る実施機関については、公開請求の申請が提出された実施機関をいう。

〔運用〕

- 1 審査請求は当該決定を行った実施機関に対して行うため、条例第10条に基づく決定の通知書（様式第3号及び4号）の審査請求及び取消訴訟に係る教示の文面は実施機関ごとに異なることに留意する必要がある。
- 2 審査請求は、公開の決定等を行った実施機関に対し、情報公開審査請求書（様式第15号）を提出することにより行う。なお、審査請求書と同様の内容が記載されている場合に限り、他の様式による提出も認めることとする。

第18条の3（審査請求の特例）

第18条の3 前条の審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は、適用しない。

〔趣旨〕

本条は、条例第18条の2の審査請求について、行政不服審査法第9条に規定する審理員による審理手続の適用を除外する規定を定めたものである。

〔解釈〕

- 1 行政不服審査法では、審査請求に対する手続きにおいて審理員による審理手続を規定している。ただし、行政不服審査法第9条第1項ただし書では、条例に基づく処分について条例で特別の定めを設けた場合は、当該処分に係る審査請求の審理手続において、審理員を指名しないとすることができる旨を規定している。

- 2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に関する審査請求については、情報公開・個人情報保護審査会が実質的な審理を行っていることから、本条において審理員を指名しない旨を定めたものである。

第19条（審査会への諮問等）

第19条 第18条の2の審査請求があったときは、審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、八潮市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該情報の公開について反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

〔趣 旨〕

本条は、公開決定等又は公開請求に係る不作為について、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合、当該審査請求を不適法として却下する場合を除き、審査請求を受けた実施機関は、八潮市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、当該審査請求について決定しなければならないことを義務付けたものである。

〔解 釈〕

- 1 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に不服のある者は、行政不服審査法の規定に基づき、審査請求をすることができる。本項は、情報の公開請求に対し実施機関が行った情報の公開の可否の決定について不服のある者は、行政不服審査法の規定に基づき当該実施機関に対して審査請求を行うことができる旨を確認的に規定したものである。
- 2 審査請求とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に不服のある者が、当該行政庁又はその上級行政庁に対し不服を申し立て、その違法又は不当を審査させ、もって違法又は不当な行為の是正排除を請求する手続である。
- 3 行政不服審査法上認められている審査請求には、「処分」に対する審査請求と「不作為」に対する審査請求がある。
 - ① 「処分」とは、一般には、行政庁が法令に基づき優越的立場において、国民に対し権利を設定し、義務を課し、その具体的な法律上の効果を発生させる行為をいうものとされており、この条例においては、「処分」に対する審査請求としては、通常次のようなものが考えられる。
 - ア 請求書の不受理処分に対する請求者からの審査請求
 - イ 情報の非公開処分（一部を非公開とする処分を含む。）に対する請求者からの審査請求
 - ウ 情報の存在を明らかにしないで請求を拒否（存否応答拒否）に対する請求者からの審査請求

エ 第三者に関する情報の公開に対して当該第三者からの審査請求

② 「不作為」とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしないことをいうものとされており、この条例においては、「不作為」に対する審査請求としては、通常次のようなものが考えられる。

ア 実施機関が合理的な理由なく、請求書受理後15日を経過しても延長等の通知をすることなく情報の公開の可否の決定を行わないことに対する請求者からの審査請求

4 第三者からの審査請求の取扱い

(1) 条例第14条第3項に規定する公開を実施する日までの間に第三者から情報の非公開を求める審査請求がなされた場合、当該審査請求が提起されただけでは、公開の実施は停止されないため、実施機関は審査請求人に対し、公開の実施を停止するためには執行停止の申立てをする必要があることを説明する。

なお、実施機関は、執行停止の申立てがなくても必要があると認めるときは、職権で執行停止ができるのでこのことについても検討することとする。

(2) 実施機関は、公開の実施に係る執行停止の申立てがなされた場合において、当該第三者の執行停止の申立てを認めるとき、又は職権により執行停止を行ったときは、情報の公開の実施を停止するとともに、公開請求者及び審査請求人に対し、その旨を通知する。

この場合においては、審査請求に対する決定が行われるまでは、情報の公開を行わないものとする。

5 行政庁の処分等につき不服のある者は、審査請求制度のほかに、行政事件訴訟法により裁判所に対して救済を求めることができる。訴訟と審査請求のいずれによるかは、公開請求者又は第三者（処分を受けたもの）の選択に委ねられており、また、審査請求を行った後、訴訟を提起することも可能である。

6 第1項関係

(1) 「審査請求があったとき」とは、公開請求者のほか、情報を公開することにより権利利益が害されることとなる第三者が、審査請求を行った場合をいう。

なお、第三者から審査請求があった場合における公開決定の執行停止については、行政不服審査法に基づく手続によるものである。（行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第25条参照）

(2) 「審査庁」とは、公開請求に対する公開等の決定を行った処分庁（実施機関）のことである。行政不服審査法第4条の規定により、審査請求は、処分をした行政庁に上級庁がない場合は当該処分庁に対して行うこととさ

れている。当該条例における実施機関は全て並列の関係にあり、上級庁という概念が存在しないことから、公開決定等を行った又は不作為に係る実施機関（処分庁）に対して審査請求を行うこととなるので、当該実施機関が審査請求に対する裁決を行う審査庁となる。

- (3) 「諮問し」とは、本項各号に該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、答申を受けることを実施機関に義務付けたものである。
- (4) 「その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない」とは、上記の情報公開・個人情報保護審査会の答申を最大限尊重して、審査請求に対する裁決を行うことを義務付けたものである。
- 審査請求に対する裁決を行うに当たり、実施機関は、審査請求が不適法である場合、非公開決定を取り消す場合を除き全て審査会に諮り、その答申を経なければならない。これは、審査請求に対する判断の過程に公平な第三者機関を関与させることによって、公平かつ適正な救済手続を確保しようとするものであり、審査請求に対する裁決を行うに当たっては、審査会の意見の趣旨を最大限尊重しなければならない。
- (5) 「審査請求が不適法であり、却下するとき」とは、審査請求適格のないこと、審査請求期間の経過等の要件不備により、当該審査請求を却下すべき場合をいう。なお、不適法となる場合は、次のとおりである。
- ① 審査請求の資格のない者からなされた場合
 - ② 審査請求期間を経過した後になされた場合
 - ③ 審査請求の記載事項等が不備のため補正を求めても応じなかった場合
- (6) 「裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る全部を開示することとするとき」とは、実施機関による再検討の結果により、非公開としていた情報を全て公開する場合をいう。
- 公開請求に係る情報の全部若しくは一部を公開しない旨の決定を取り消し、若しくは変更し、又は公開請求に係る不作為が違法若しくは不当である認め、結果的に当該審査請求に係る情報の全部を公開する場合は、審査請求の対象とされた処分が消滅することとなるため、審査会への諮問が不要となる。
- (7) 「当該情報の公開について反対意見書が提出されている時を除く」とは、当該情報の公開について、第三者から反対意見書が提出されている場合は、情報の全部を公開することにより、当該第三者の権利利益を害するおそれがあることから、審査会に諮問する必要があるとしている。

7 第2項関係

- (1) 「諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない」とは、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の規定により実施機関が作成することとなる弁明書は、同条第5

項の規定により審査庁から審査請求人及び参加人に送付するものであり、ここでは、その弁明書の写しを添えて審査会に諮問することを義務付けたものである。

〔運用〕

1 審査請求の受付

- (1) 審査請求は、本来、情報公開の可否の決定を行った実施機関（処分庁）に提出されるものであることから、当該実施機関が受け付ける。しかし、審査請求人の利便を考慮し、実施機関だけでなく情報公開の総合窓口（総務課）においても受け取るものとする。
- (2) 審査請求は、行政不服審査法の規定により書面によることを要し、口頭での審査請求は認められていない。そのため、審査請求人が口頭での審査請求の意思を示した場合は、書面により審査請求を行うよう指導するものとする。
- (3) 審査請求は、情報公開審査請求書（様式第15号）により行うこととする。
- (4) 審査請求人の記載内容及び添付書類について不備又は不足があるため、審査請求が不適法である場合は、その補正を求める。

2 審査会への諮問

- (1) 諮問に際しては、次の資料を添えて、審査会に諮問する。
 - ① 情報公開審査諮問書（様式第16号）及び添付書類の写し
 - ② 情報公開請求書の写し
 - ③ 当該審査請求に係る情報公開非公開決定通知書等の写し
 - ④ 弁明書、反論書、意見書の写し
 - ⑤ その他審査請求について審査を行う上で必要と認められる資料
- (2) 実施機関（審査庁）は、審査会に諮問した場合には、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（様式第18号）により、次の審査関係人に諮問した旨を通知しなければならない。これにより、審査関係人は、反論書、意見書作成などの準備を行うことができる。
 - ① 審査請求人
 - ② 参加人
 - ③ 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者

3 審査会に係る事務処理

審査会への資料提出、説明等は実施機関（審査庁）が主体となって行うが、審査会の開催等に係る事務処理は、総務課で一元的に行うものとする。したがって、実施機関（審査庁）は、審査請求があった場合は、速やかに総務課に連絡するとともに、必要な協議・調整を行わなければならない。

4 答申後の事務処理

- (1) 実施機関（審査庁）は、審査会から答申があったときは、その答申を尊重して、速やかに審査請求に対する裁決を行う。
- (2) 実施機関（審査庁）は、審査請求に対する裁決を行った場合は、情報公開審査請求裁決書（様式第17号）を審査請求人及び参加人に送達しなければならない。

第20条（諮問をした旨の通知）

第20条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る情報の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

〔趣 旨〕

本条は、審査請求人等の関係者が審査会における審査手続に参加できるように、諮問した実施機関は、審査会に諮問した旨を審査請求人等の関係者に通知することを義務付けたものである。

〔解 釈〕

1 第1号関係

- (1) 「諮問をした旨を通知しなければならない」とは、実施機関に対し、諮問した旨を審査請求人等の関係者に情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（様式第18号）により通知することを義務付けたものである。
- (2) 「参加人」とは、公開決定等に利害関係を有するもののうち、行政不服審査法第13条に規定する参加人と同義であり、審査請求に係る利害関係人として、実施機関（審査庁）の許可を得て参加人となったもの及び審査会の求めに応じて参加人となったものをいう。

2 第2号関係

- (1) 公開決定について第三者から審査請求があった場合で、公開請求者がまだ参加人として参加していない場合に、参加の機会を与えることを目的とするものである。

3 第3号関係

- (1) 公開請求者が非公開決定を不服として、その取消しを求めた場合に、当該取消しに関し利害関係を有することが明らかである第三者に参加人として参加する機会を与えることを目的とするものである。

〔運 用〕

本条の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（様式第18号）により行うものとする。

第21条（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第21条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る情報を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

〔趣 旨〕

本条は、第三者からの審査請求を棄却する場合等において、第14条第3項の規定を準用（公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない）することにより、第三者に訴訟を提起する機会を保障しようとするものである。

〔解 釈〕

- 1 「第14条第3項の規定・・・準用する」とは、第1号又は第2号に掲げる決定又は裁決をする場合、当該決定又は裁決の日（公開・非公開決定をした日又は第三者にその旨を伝えた日）と公開の実施日との間に少なくとも2週間を置かなければならないこと、また、当該決定又は裁決後直ちに、第三者に対し、公開する旨の決定又は裁決をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面で通知しなければならないことをいう。
 - (1) 却下の裁決は、審査請求の事項の審理を拒否するもので、審査請求がその要件を欠けている場合になされる。
 - (2) 棄却の裁決は、審査請求の事項を審理して、原処分等を是認し、申立てを受け入れないものである。
- 2 第1号関係
 - (1) 第三者が公開決定の取消しを求めて審査請求を行い、公開決定の執行停止が認められた場合、審査請求を却下又は棄却する決定又は裁決がなされて直ちに公開されてしまえば、公開決定に対する訴訟を提起する機会を失ってしまうことになるため設けられたものである。
- 3 第2号関係
 - (1) 公開請求者が公開決定等に対して審査請求を行い、実施機関が公開をしない旨の決定及び部分公開の決定を変更して公開する旨の決定又は裁決をした場合においても、第三者に公開の実施前にその決定又は裁決を争う機会を保障するために設けられたものである。ただし、速やかな公開実施を求める審査請求人の立場も考慮し、審査請求において、参加人として公開しない旨の決定等を擁護していた第三者に限定している。

- (2) 公開決定等が決定又は裁決により変更された場合の規定であり、公開をしない旨の決定等が決定又は裁決で取り消された結果、実施機関が新たに行う公開決定については、第14条第3項の規定が直接適用されることになる。

〔運用〕

1 公開請求者からの審査請求

- (1) 実施機関は、審査請求を棄却（審査会答申を受けての却下を含む。）する場合及び審査請求を容認（一部容認を含む。）する場合は、当初の公開決定等を変更する旨の決定を行い、情報公開審査請求裁決書（様式第17号）を審査請求人及び参加人に送付するものとする。

なお、第三者に意見照会をしていたとき、又は公益上の理由により第三者に係る情報を公開することとなるときは、当該第三者にも情報公開審査請求裁決書（様式第17号）の写しを送付する。この場合、決定と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。

2 第三者からの審査請求

- (1) 実施機関は、第三者からの審査請求を棄却（審査会の答申を受けての却下を含む。）する場合は、その旨の決定を行い、情報公開審査請求裁決書（様式第17号）を審査請求人に送付するものとする。

また、実施機関は、公開を停止していた情報を公開するため、当該情報の情報公開決定通知書（様式第2号）を公開請求者に、その写しを審査請求人に送付する。この場合、決定日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。

- (2) 実施機関は、第三者からの審査請求を認容する（公開を停止していた情報を公開しない）場合は、当初の公開決定等を変更する旨の決定を行い、情報公開審査請求裁決書（様式第17号）を審査請求人に、その写しを公開請求者に送付する。

また、実施機関は、当初の公開決定を取消し、非公開決定を行い、情報非公開決定通知書（様式第4号）を公開請求者に、その写しを審査請求人に送付する。

- (3) 実施機関は、第三者からの審査請求を一部認容（公開を停止していた情報の一部を公開する。）する場合は、当初の公開決定等を変更する旨の決定を行い、情報公開審査請求裁決書（様式第17号）を審査請求人に、その写しを公開請求者に送付する。

また、実施機関は、当初の公開決定を取消し、部分公開の決定を行い、情報部分公開決定通知書（様式第3号）を公開請求者に、その写しを審査請求人に送付する。この場合、決定と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。

- 3 実施機関は、上記1及び2の通知を送付したときは、その写しを総務課に送付すること。

第22条（情報公開・個人情報保護審査会）

第22条 第19条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、八潮市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、5人以内の委員をもって組織する。
- 3 委員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 審査会は、非公開とする。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

〔趣 旨〕

本条は、情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織に関する基本的事項について定めたものである。

〔解 釈〕

1 第1項関係

- (1) 審査会は、第19条第1項の不服申立てについての審議をするために設置するものであり、法的には地方自治法上の附属機関として位置付けられるものである。
- (2) 審査会のような第三者的機関を附属機関として設置する方法としては、実施機関ごとに設置する方法も考えられるが、統一的判断の確保という観点から、これを一元的に設置することとし、各実施機関がこれに対してそれぞれ諮問することとしたものである。

2 第2・3項関係

- (1) 審査会は、識見を有する5人以内の委員をもって組織し、合議体で運営するものである。
- (2) 審査会規則で、委員の互選で会長を定め、会長が会を招集するものとし、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないことを規定している。また、議事について、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決することを規定している。

3 第4項関係

- (1) 委員の任期は、委嘱の日から2年間とするものである。
- (2) 任期中に委員が欠けた場合には、速やかに後任を選任するものとするが、この後任の委員の任期は、前任者の残任期間とするものである。
- (3) 委員は、再任を妨げないものである。

4 第5項関係

審査会は、実施機関の行った非公開決定等（公開決定を含む。）の妥当性を審議するために設けられた機関である。

なお、審査会は、非公開等とした情報の内容を審議することから非公開で行われる必要がある。

5 第6項関係

- (1) 審査会が第19条第1項の不服申立てについての審議を行う場合は、実施機関が非公開情報に該当するとして非公開決定を行った情報について審査する機会が多いので、審査会の委員に対し守秘義務を課したものである。
- (2) 退任した後も、地方公務員の守秘義務規定と同様に義務を課したものである。

第23条（審査会の調査権限等）

- 第23条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、公開決定等に係る情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された情報の公開を求めることができない。
- 2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、公開決定等に係る情報に記録されているその内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人及び実施機関（次項において「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。
- 5 審査会は、審査請求人等から請求があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。
- 6 前各項及び前条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

〔趣 旨〕

本条は、審査会が調査審議を行うために必要となる情報の提示の要求権限等について定めたものである。

〔解 釈〕

1 第1項関係

- (1) 審査会の委員が審査請求の対象となっている情報を実際に見分することは、非公開となる情報がその情報に現実に記録されているか、非公開等の判断が妥当かどうか、部分公開の範囲が適切かなどについて、迅速かつ適切な判断を可能とするため有効であることから、必要と認めるときは、情報の提示を求めることができる権限を有することを明確にしたものである。
- (2) 「必要があると認めるとき」とは、不服申立ての対象となる情報に記録されている情報の性質、当該事案の証拠関係等に照らし、審査会が当該情報を実際に見分しないことにより生ずる適切な判断の困難性等の不利益と、当該情報を審査会に提示することにより生じる行政上の支障等の不利益とを比較衡量した結果、なお必要と認められることを意味する。

なお、情報の中には、その性質上、特定の最小限度の範囲の者にしか知らせるべきでないものや、情報源・情報交換の方法についてその情報交換の当事者以外には知らせるべきでないものなどがある。

このような場合、審査会は、実施機関から意見書や不服申立ての対象となる情報以外の資料の提出を求めて、当該情報を審査会に提出することに

より生じる行政上の支障等の不利益の内容、程度を的確に理解し、当該情報を実際に見分しないことにより生ずる適切な判断の困難性等の不利益との比較衡量を行った上で、当該情報の提示を求めるかどうかを決定しなければならない。

- (3) 「何人も、審査会に対し、その提示された情報の公開を求めることができない。」とは、本項の前段と合わせていわゆるイン・カメラ審理について規定するものである。

*イン・カメラ制度とは、公開決定等に係る情報を実施機関に提出させ、請求者には閲覧させずに、審査会委員のみがその情報を見分して審議する制度である。

2 第2項関係

第1項に定める審査会からの情報の提示の要求は、情報を提示した場合と提示しない場合のそれぞれの不利益を比較衡量した上でなされるものであることから、当該要求があった場合は、実施機関はこれを拒むことができないこととしたものである。

したがって、法令又は他の条例の規定により第三者への公開が禁止されている情報等が記録されている場合には、実施機関は、その旨を記載した意見書等を審査会に提出することにより、審査会の適切な判断を求める必要がある。

3 第3項関係

審査請求のあった公開決定等に係る情報の量が多く、複数の非公開情報が複雑に関係する事案などでは、争点を明確にし、調査審議を促進するために、事案に応じて、情報に記録されている情報の内容を分類し、又は整理した資料（ヴォーン・インデックス）を実施機関に作成させ、審査会に提出するよう求めることができることを規定したものである。

4 第4項関係

イン・カメラ審査及びヴォーン・インデックスによる審査だけでは、的確な判断ができない場合には、審査会は、審査請求人、実施機関等に意見書又は資料の提出を求めることができることとし、争点を明らかにすることができることとする。

また、適当と認める者（参考人）にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができることとし、判断の材料にすることができる。

5 第5項関係

行政不服審査法第31条第1項においては、審査請求人又は参加人から口頭で意見を述べることの申立てがあったときには、「当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場

合」を除き、その機会を与えなければならないこととされている。「当該申立人の所在その他の事情」とは、申立人が刑事施設に収容されていて当面出所の見込みがない場合等を指す。

本項においては、あくまでも審査会が認めた場合にのみ、口頭意見陳述を実施するように規定されているが、行政不服審査法第31条第1項の趣旨を踏まえ、審査会は原則として口頭意見陳述を認めるものとし、口頭意見陳述を省略できる相当な理由がある場合のみ省略することができるものとする。意見書・資料を提出することについても同様である。なお、審査会が口頭意見陳述を省略した場合には、諮問実施機関が直接口頭意見陳述の場を設けることとなる。

6 第6項関係

- (1) 本項は、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定めることとしたものである。
- (2) 本項の規定に基づき、八潮市情報公開・個人情報保護審査会規則が制定されている。

第24条（出資法人等の情報公開）

第24条 市が出資その他財政支出等を行う法人であつて、規則で定めるものに対し、この条例の趣旨にのっとり情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

〔趣 旨〕

本条は、市民への説明する責務を果たすという観点から、市から出資等を受けて市政の補完的・代替的役割を果たしている法人等に対して、情報の公開に関し必要な措置を講ずる努力義務を定めたものである。

〔解 釈〕

- 1 市が出資その他財政支出等を行う法人は、市とは別の法人格を有するため、条例上の実施機関に含めることはできないが、市の出資その他の財政上の支出又は支援等を受けて行政に準じた市の補完的活動を行っているため、市政に関する透明性を高めるという考えから、実施機関はこれらの出資法人の情報公開について指導する責務を課すこととしたものである。
- 2 「市が出資その他財政支出等を行う法人であつて規則で定めるもの」とは、下記のとおりとする。
 - ・ 社会福祉法人八潮市社会福祉協議会
 - ・ 八潮市土地開発公社
 - ・ 公益社団法人八潮市シルバー人材センター
- 3 「必要な措置を講ずる」とは、出資法人等が、この条例の趣旨にのっとり、当該法人の情報の公開に関する規程を設けるなど、その保有する情報を自主的に公開するための制度を整備することをいう。

第24条の2（指定管理者の情報公開）

第24条の2 前条の規定は、地方自治法第244条の2第3項の規定により同項の指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、前条中「情報」とあるのは、「公の施設の管理に係る情報」と読み替えるものとする。

〔趣 旨〕

本条は、市の公の施設の管理運営について、「指定管理者制度」を導入したことに伴い、市の公の施設を管理する指定管理者の情報の公開に関し必要な措置を講ずる努力義務を定めたものである。

〔解 釈〕

- 1 市の公の施設を管理する指定管理者については本条例の直接の適用はないが、公の施設の管理という公共性に鑑み、市の公の施設を管理する指定管理者はその管理を行うに当たって保有する情報の公開に努めなければならないとしたものである。
- 2 対象となる情報については、「公の施設の管理を行うに当たって保有する情報」に限定される。指定管理者は、公の施設の管理を代行するという側面に関して市とかかわりを持つため、情報公開の推進を必要とする情報の範囲も、公の施設の管理の範囲に限定されるという趣旨である。したがって、指定管理者となった法人その他の団体が行う公の施設の管理に関する業務以外の業務に関する情報は、本条による情報公開の対象外である。
- 3 「管理を行うに当たって保有する情報」とは、各公の施設について規定する条例等において、指定管理者が行う業務として市が定めた業務において、当該指定管理者の役員又は職員（従業員）が、業務の遂行者としての立場において作成し、又は取得した情報という趣旨である。
- 4 指定管理者の情報公開の推進のため、実施機関は指定管理者に対し、必要に応じて公の施設に関する情報の提出を求めるものとする。

第25条（情報の管理）

第25条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、情報を適正に管理するものとする。

〔趣 旨〕

本条は、情報の管理と情報の公開制度は車の両輪であると考えられることから、情報の管理について定めたものである。

〔運 用〕

情報の管理は、行政内部の事務の遂行に資するだけでなく、情報の公開を実質的に担保するものであるから、情報が適切に分類、作成、保存及び廃棄されるよう、八潮市文書取扱規程において文書の管理の基本原則を定めている。

〔参 照〕

八潮市文書取扱規程

第26条（情報の目録等の作成）

第26条 実施機関は、情報を検索するための目録等を作成し、一般の利用に供するものとする。

〔趣 旨〕

本条は、情報公開制度を市民にとって利用しやすいものとするため、実施機関に対して、情報の検索に必要な資料の作成とそれを閲覧に供することを義務づけたものである。

〔解 釈〕

- 1 「情報を検索するための目録等」とは、ファイル基準表をいう。
- 2 ファイル基準表は、840情報資料コーナーに備え置き、全ての実施機関のものを閲覧に供するものとする。

〔運 用〕

情報の検索資料として利用するファイル基準表は、840情報資料コーナーに常備し、市民等の利用に供することとなるので、個別フォルダー作成時における件名表示に際しては、今後十分な注意が必要となるが、特に次の点に留意するものとする。

- (1) プライバシーの侵害又は法人の不利益につながらないよう、件名の表示に際しては、原則として個人名又は企業名を表示しない。
なお、840情報資料コーナー常備用にあつては、情報の各保管課所等において、個人名等の表示のあるものを加工（抹消等）し、総務課に提出するものとする。
- (2) 市民等の利用を考慮して、件名の表示は、当該フォルダー内に収納されている情報の内容を正確かつ分かりやすく表したものとする。

第27条（実施状況の公表）

第27条 市長は、毎年1回、実施機関が行った情報の公開の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

〔趣 旨〕

本条は、情報公開制度の適正な運営を確保するため、この条例の実施状況の公表について定めたものである。

〔解 釈〕

本条は、市長に、毎年度この条例の実施状況を取りまとめて、これを公表すべきことを義務づけたものである。

〔運 用〕

- 1 公表の方法については、広報やしおへの掲載等により行うものである。
- 2 公表の内容は、年度ごとの公開の請求状況及び公開の請求に対する可否の決定の状況その他とする。
- 3 公表は、各実施機関の情報の公開に関する実施状況を情報公開の総合窓口（総務課）において取りまとめてこれを行うものとする。

第28条（情報の提供）

第28条 実施機関は、この条例による情報の公開と併せて、市民が必要とする情報を的確に把握するとともに、市政に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

〔趣 旨〕

本条は、実施機関の情報の公開と併せて、市民に必要な情報の提供を行う旨の実施機関の責務について定めたものである。

〔解 釈〕

本条は、広い意味での市政情報の公開は、この条例に基づく情報の公開に限られるものではないので、実施機関は、この条例による情報の公開と併せて、従来から行っている情報の提供はもとより、さらに積極的に市政情報の提供に努めるものとしたものである。

〔運 用〕

情報公開制度の実施によって、これまで行ってきた情報提供を阻害することがあってはならない。すなわち、広報、パンフレット、リーフレットなど、公表を前提として作成されたものはもとより、従来から求められれば閲覧等に応じてきたものについては、今後もより一層の提供に努めるとともに、充実させることが必要である。

第29条（委任）

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

〔趣 旨〕

本条は、この条例の施行に関して必要な事項の委任について定めたものである。

〔解 釈〕

この条例の施行に関して必要な事項は、各実施機関が規則、規程等の法形式により定めることとする。

〔運 用〕

この条例に基づく事務の執行に関する規定は、整合性のとれたものであることが望まれる。従って、各実施機関は、条例の施行に関して必要な事項を定め、又は変更しようとするときは、相互に十分連絡調整を行うものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成14年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例の規定は、施行日以後に行われた請求又は申出に対する処分、手続その他の行為について適用し、施行日以前に行われた請求又は申出に対する処分、手続その他の行為については、なお従前の例による。
- 3 平成6年4月1日から平成14年3月31日までの間に作成又は取得した情報の請求又は申出については、改正前の八潮市公文書公開条例第2条第1号に規定する公文書に対してのみこれを行うことができる。

〔趣 旨〕

附則は、この条例の施行期日及びこの条例の適用を受ける公文書の範囲を定めたものである。

〔解 釈〕

1 第1項関係

本項は、この条例の施行期日を平成14年4月1日としたものである。

2 第2項関係

本項は、条例の施行日（平成14年4月1日）以後に行われた請求又は申出に対する処理等（公開決定等）は、八潮市情報公開条例を適用し、条例の施行日以前に行われた請求又は申出等に対する処理等は、八潮市公文書公開条例を適用する旨を明記したものである。

3 第3項関係

条例施行後において平成6年4月1日から平成14年3月31日までに作成又は取得した情報について公開の請求又は申出があった場合は、公開の対象となる情報は、改正前の八潮市公文書公開条例第2条第1号に規定する公文書とする。

八潮市の情報公開制度

～八潮市情報公開条例の手引き～

令和 5 年 4 月 改 定

発 行 八 潮 市

編 集 八潮市総務部総務課

所在地 〒340-8588
八潮市中央一丁目2番地1

電 話 048(996)2111 内線230